

「大阪維新」プログラム(案)

財政再建プログラム(案)

平成 20 年(2008年)6月

目 次

財政	改再建の考え方	1
1	財政危機の要因	3
2	国への要請	6
3	改革の期間	9
4	改革効果額	9
5	改革の内容	
	• 事務事業	1 0
	• 人件費	5 1
	・歳入の確保	5 4
	• 出資法人	5 8
	・公の施設	7 2
	・主要プロジェクト	8 2

財政再建の考え方

【理念・目的】

- 〇 平成 20 年度から、①減債基金からの借入れをしない、②借換債の増発をしない、ことを前提に「収入の範囲内で予算を組む」ことを徹底する。
- すべての事務事業、出資法人、公の施設についてゼロベースでの見直しを行うことにより、景気変動に左右 されやすい税収構造の下でも、将来にわたって自律的・安定的な行財政運営を行い、財政健全化団体にならな いよう、財政構造改革に着手する。
- これまでの施策のあり方を再点検し、以下の観点から再構築する。
 - (1) 府の役割を最適化
 - (2) 持続可能な制度設計
 - (3) 施策効果の最大化

【再構築の具体的指針】

- ① 民間との役割分担
 - ・本当に行政にしかできないことなのかを精査し、民間でできることは民間に委ね、府は民間ではできないサービスを担うことを基本に施策を選択する。
 - ・公共性のあるサービスに企業や NPO、住民団体などが積極的に参画できるような条件を整える。これら様々な主体がその力を発揮することで、最適なサービスの量と質を確保できるよう、官民協働の仕組みを構築する。

② 市町村との役割分担

- ・「住民に身近なサービスはできるだけ身近な市町村で」という原則を徹底する。府は広域的視点からの調整や補完など府域 トータルで行うべき役割を果たす。
- ・基礎自治体である市町村がその力量を発揮できるよう、補助金の交付金化をすすめるなど、広域的・専門的観点から人材や ノウハウの提供等を通じてバックアップする。

③ 団体との関係の見直し

・出資法人や補助対象団体に対する人的・財政的な府の関わりについて、それぞれの団体が自律性を発揮するよう抜本的に見 直す。

④ 持続可能な施策構築

- ・真に必要な人に、必要なとき、必要なサービスを。そのための制度・施策が持続可能なものとなるよう、所得の高い人には その負担能力に応じた負担を求め、又は一定の所得制限を設けるなど、真に必要な範囲にセーフティネットを再構築する。
- ・サービスの対象となる人や施設を利用する人に偏りが生じていないかを点検し、サービスを利用する人とそうでない人との 負担のバランスが確保できるよう、適正な受益者負担を求める。

⑤ 施策効果の検証と説明責任

・施策を実施することによる効果を検証し、効果を裏付ける根拠を府民にきちんと説明する。施策の目的に合理性があったと しても効果を検証し、その根拠を説明できなければ一旦見直し、効果のある施策を再構築する。

財政危機の要因

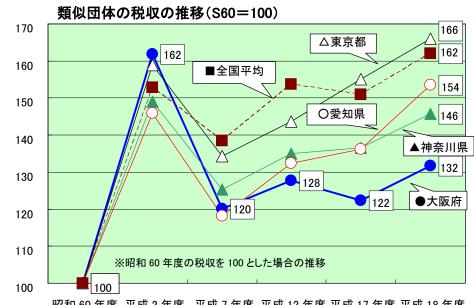
長期にわたる税収の低迷、経常的な歳出の増加に加え、地方交付税等の削減や税制の見直し により厳しい財政環境が継続。

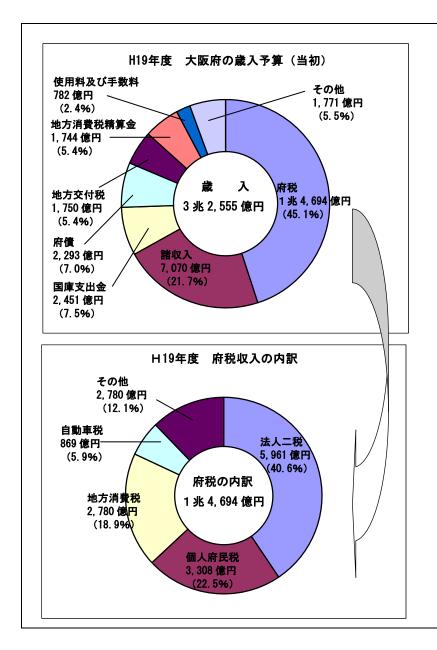
減債基金からの借入れなど負担の先送りといえる財政手法に頼ってきたことが、そうした環 境に適応できる歳入に見合った歳出構造への転換の遅れにつながった。

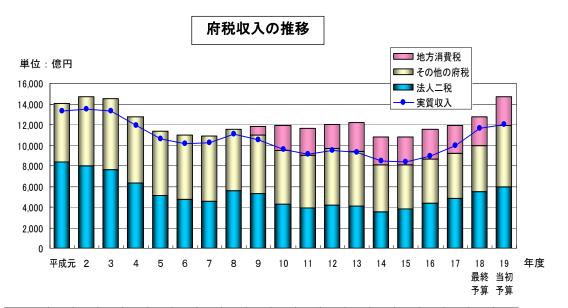
①府税収入の長期にわたる落込み

府は他の都道府県に比べて歳入に占める府税収入の割合が高 く、中でも景気変動の影響を受けやすい法人二税(法人事業税、 法人府民税)のウェイトが高い。法人二税は、長期不況の影響を 受けて大きく落ち込み、未だ回復していない。

そのため、府の税収は他の都道府県を大きく下回る推移にとど まっている。







法人二税	8,352	7,982	7,603	6,361	5,152	4,748	4,554	5,549	5,277	4,322	3,948	4,140	4,120	3,554	3,802	4,364	4,837	5,458	5,961
地方消費税	-	ı	-	-	1	ı	ı	ı	823	2,403	2,544	2,289	2,767	2,720	2,657	2,886	2,711	2,753	2,780
その他の府税	5,723	6,749	6,905	6,396	6,217	6,228	6,376	6,000	5,716	5,145	5,111	5,535	5,306	4,552	4,293	4,267	4,404	4,524	5,953
府 税 計	14,075	14,731	14,508	12,757	11,369	10,976	10,930	11,549	11,816	11,870	11,603	11,964	12,193	10,826	10,752	11,517	11,952	12,735	14,694
実質収入	13,320	13,510	13,259	11,907	10,603	10,178	10,198	11,071	10,503	9,577	9,072	9,469	9,272	8,462	8,333	8,955	9,934	11,589	12,039

※実質収入とは、府税収入等のうち、実質的な財源となる金額をいいます。 (府税+地方譲与税+府県間清算歳入) ー (市町村交付金+府県間清算歳出+還付金等)

②経常的な歳出の増加

経常的収入(府税、普通交付税など)に占める経常的経費(人件費、公債費など)の割合が極めて高く、弾力的な財政運営が困難な状況。

【要因】

・人件費:職員の年齢構成が高いことや退職手当の増加など

・公債費:国の景気対策や財源対策等による府債残高の増加

・補助費:対象者数の増加等により、福祉(医療費)、教育(私学助成)の

補助金を中心に増加

③地方税財政制度の見直し

地方財政制度は、大都市を抱える都道府県の財政安定化に十分な配慮がなされておらず、加えて「三位一体の改革」により行われた地方交付税の大幅削減 や法人事業税の配分見直しなどにより、府の財政運営に大きな影響を及ぼした。

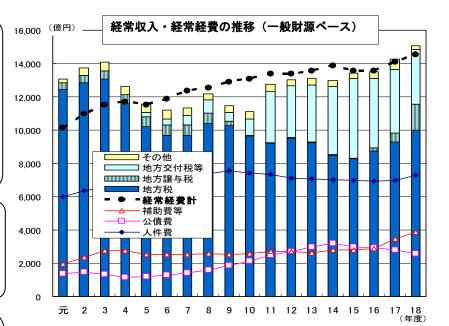
④歳入に見合った歳出構造への転換の遅れ

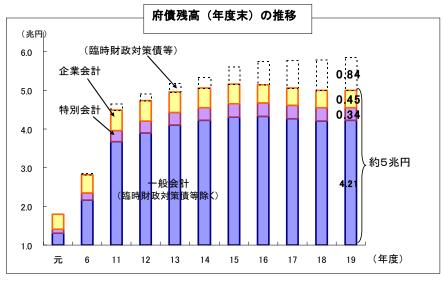
平成8年以降、財政再建団体転落回避を最大の課題として、人件費の抑制、施策の重点化などを進めてきた。しかし、歳出が歳入を上回る恒常的な赤字構造を根本的に解決するには至らず、減債基金からの借入れや借換債の増発に頼る財政運営を続けてきた。その結果、平成19年度末の減債基金借入残高は5,000億円を超え、その原資となる借換債の増発は累計3,500億円に達する。借入後の減債基金残高が2,000億円台であることから、借換債の増発を行っていなければ、減債基金は底をついていたという極めて厳しい財政状況。

累計額(残高)の推移

(単位:億円)

THE PERSON OF TH								
		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
沂	域債基金借入残高	577	1, 722	2, 742	3, 452	4, 092	4, 522	5, 202
	借換債(増発分)残高				528	1, 746	2, 930	3, 500
信		2, 553	2, 412	2, 424	2, 731	2, 508	2, 496	2, 221





2 国への要請

地方税財源の充実

「地域のことは地域自らが考え、決定し、自らが責任を負う」という地域主権の確立を通じ、個性豊かで活力 ある地域をつくるためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方の役割に見合う税財源の充実強化が不可欠。

○さらなる税源の移譲

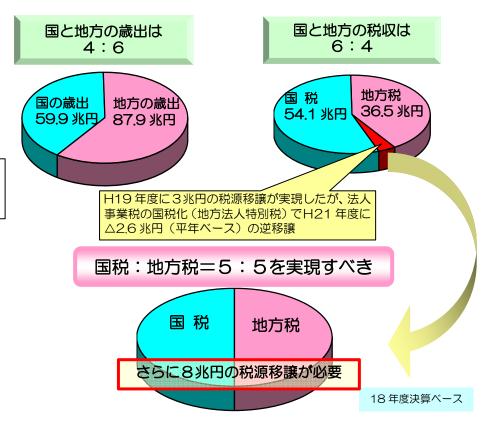
平成 16 年度から実施された「三位一体の改革」では、3 兆円の 税源移譲が行われたが、その財源の大半は国庫補助負担金の補助率 の引下げによるもの。また、3 兆円の税源移譲後も、国と地方の歳 出比率 (4:6) と税収比率 (6:4) に生じている乖離は解消されて おらず、地方が担う事務と責任に見合った税源配分 (5:5) となる よう、さらなる税源移譲を求める。

H21 年度から、法人 事業税の国税化で 265 億円(平年ベー ス)の府税収入の減

〇偏りの少ない地方税体系の構築

平成 20 年度の税制改正においては、法人事業税の一部を国税(地方法人特別税)として徴収し、地方法人特別譲与税として再配分することにより地域間の税収格差の是正を行うこととなったが、これは地方の自立と分権型社会の構築のため、地方税の充実を図るという地方分権の基本的な考え方に逆行するもの。

地方税財源の充実強化のため、地域での税源の偏りが小さく税収が安定的な地方消費税を拡充し、地方法人特別税の早急な廃止を求める。



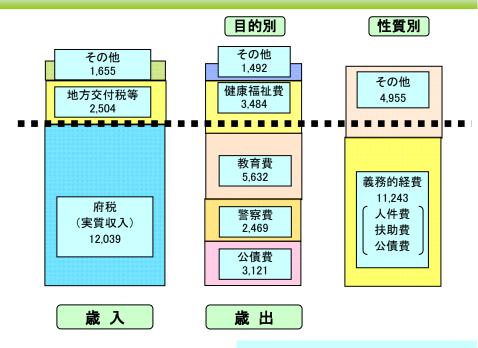
〇地方交付税の充実・確保

教育・警察・福祉をはじめとする住民サービスを確実に提供するためには、地方財政計画に地方の財政需要を適切に積み上げ、地方の安定的財政運営に必要な地方交付税の充実確保が必要。

また、道路網・鉄軌道の整備及び治水・防災対策、廃棄物処理 といった大都市圏特有の財政需要についても、的確な反映が必 要。

地方交付税が地方固有の財源であることに鑑み、地方交付税 を国の特別会計に直接繰入れ等を行う「地方共有税」に変更す るとともに、地方共有税の制度設計にあたっては、地方の参画 のもとで進めることを求める。

歳入の使途(一般財源) ~府税収入のほぼすべてを義務的経費に費消



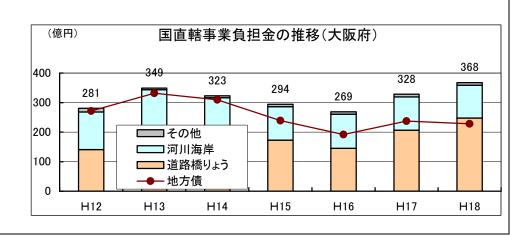
H19年度当初予算一般財源ベース(単位:億円)

国と地方の経費負担の適正化

〇国直轄事業負担金の廃止

国直轄事業負担金は、国の道路、河川等の整備経費等の一部 を地方に負担させるものであり、地域主権・地方分権の理念に そぐわないことから、早期の廃止を求める。

特に、維持管理に係る負担金については、管理主体が負担すべきものであり、早急に廃止することを求める。



地方による自律的な行財政運営の実現

○国の義務付け・関与の廃止、縮小

地方が住民に提供しているサービスでも、実質的な決定権が国に留保されていたり、財源を国に依存せざるを得ないものがある。そのため、地域の実情に応じ、地方が自らの判断と責任により事業を実施できるよう、国の画一的な義務付けや関与を見直し、条例制定権を拡大するよう求める。

《国による義務付け・関与の事例》

- ・地域医療圏における病床数の算定基準
 - 全国一律の方式が設定され、特例が認められるには国の同意が必要となっており、地域の実情に即した医療機関の確保に支障。
- 債権回収業務の委託
 - 地方所管団体の奨学金事業に係る貸付債権の管理・回収業務については、民間の債権回収会社が行えないこととなっており、滞納 債権を中心とする債権管理・回収業務の効率的な実施に支障。
- 財産処分の制限
 - 国庫補助や起債の対象施設について、目的外転用や譲渡等の財産処分が制限されており、ニーズに応じた資源の効率的活用に支障。
- ・補助対象事業の画一的義務付け
 - 国の補助対象事業について、事業内容が細かく定められるとともに、事業毎の申請や実績報告等が義務付けられており、地域の実情に応じた効果的な事業実施に支障。

3 改革の期間

H2O年度からH22年度までの3年間を集中改革期間と定め、新たな財政構造改革に着手する。

4 改革効果額

(単位:億円)

	H 2 0 年度	H 2 1 年度	H 2 2 年度
(1)一般施策経費	2 4 5	3 3 0	3 4 5
(2)建設事業	7 5	7 5	8 0
(3)人件費	3 4 5	475	475
(4)歳入の確保	4 3 5	α	α
合 計	1, 100	8 8 0 + α	900+α

5 改革の内容

《歳出・歳入の総点検、見直し》

事務事業

見直しの視点・基準

1. 財政が非常事態にあることを踏まえ、府が独自に取り組んでいる事業について、その必要性や必要量を見直し。 *「例:私学助成(授業料軽減助成)、高齢者の生きがい・地域生活支援事業*]

2. セーフティネット的な事業であっても、所得制限や自己負担額を見直し。

〔例:私学助成(授業料軽減助成)、4医療費公費負担助成事業〕

3. 費用対効果の観点から、高コストになっている事業は見直し。

〔例:人権相談推進事業、地域就労支援事業、小規模事業経営支援事業〕

4. 市町村や民間との適切な役割分担の観点から、事業を見直し。

〔例:私学助成(経常費助成)、密集市街地整備促進補助金〕

5. 建設事業については、集中改革期間中は、原則2割程度(一般財源ベース)の縮減を図る。縮減に当たっては、 将来の維持補修費用の増大に留意しつつ、新規の建設事業については、重点化の徹底を図る。

- 6. 次のような手法も活用。
 - 〇事業手法や業務体制の見直し、国庫補助制度の有効活用や類似事業との整理・再構築。

〔例:観光振興事業、海外施設運営費、障がい者就労支援関係事業〕

〇民間や府関係機関に対する補助金等については、府における経費節減を踏まえ見直し。

〔例:私学助成(経常費助成)、府独立行政法人(大学、病院)への交付金等、出資法人に対する補助金等〕

- ○事務費や維持管理経費については、経費を節減(一般財源ベースで1~2割程度)。
- 〇建設事業のうち個別事業については、緊急性の観点から、一時休止やスピードダウン。

〔例:安威川ダム、槇尾川ダム事業、泉佐野丘陵緑地整備事業、家畜保健衛生所再編整備事業〕

- ※以下の施策については、特に配慮。
 - ・"障がい者"に関する施策 〔例:福祉作業所運営助成費、グループホーム等機能強化支援事業〕
 - "いのち"に関する施策 *〔例:救命救急関係事業、市町村医療的ケア体制整備推進事業〕*
 - "治安"に関する施策 〔例:警察官定数(政令定数外)、第二枚方署(仮称)新設事業〕

※なお、法令での実施が義務付けられている等、府に事業量削減の裁量がないものは、見直しの対象外。

主要検討事業

政策企画部

- 1 (財) 大阪府人権協会補助金
- 2 人権相談推進事業費補助金

総務部

- 3 市町村振興補助金
- 4 市町村施設整備資金貸付金

生活文化部

- 5 私学助成(授業料軽減助成)
- 6 私学助成(経常費助成(小学校・中学校・高等学校・専修学校))
- 7 私学助成(幼稚園振興助成)
- 8 私立学校教職員共済事業補助金
- 9 私立学校退職金財団補助金
- 10 府立大学運営費交付金
- 11 文化関係事業
- 12 男女共同参画関係事業

にぎわい創造部

- 13 観光振興事業
- 14 海外施設運営費·海外施設機能拡充費
- 15 関西国際空港ゲートウェイ機能強化促進事業

健康福祉部

- 16 4 医療費公費負担助成事業
- 17 子育て支援関係事業
- 18 救命救急センター運営関係事業
- 19 高齢者の生きがい・地域生活支援事業
- 20 地域見守り・コーディネーター関係事業

- 21 障がい者就労支援関係事業
- 22 障がい者福祉作業所運営助成費
- 23 病院事業費負担金・病院事業貸付金

商工労働部

- 24 地域就労支援事業
- 25 小規模事業経営支援事業費補助金
- 26 企業立地促進補助金

環境農林水産部

- 27 家畜保健衛生所再編整備事業
- 28 廃棄物処理対策整備推進事業

都市整備部

- 29 安威川ダム、槇尾川ダム事業
- 30 泉佐野丘陵緑地整備事業

住宅まちづくり部

- 31 府営住宅(建替え、管理等)
- 32 密集住宅市街地整備促進補助金
- 33 箕面森町 (箕面北部丘陵整備事業会計繰出金)

公安委員会

- 34 警察官定数(政令定数外)
- 35 警察施設(署、交番等)の建替え等

教育委員会

- 36 教育関係非常勤職員費
- 37 時間講師·府立学校教務事務補助員等雇用費
- 38 35人学級編制

/	111	/ _		_	_	\Box	\
(HH.	位	•	1	\vdash	ш)
1	-	11/.			//	1 1	- /

予算額等	現状	見 直 し 内 容 【府案】
予 算	1 事業目的	1 見直しの考え方
H20 通年見込額	府と市町村が同和問題解決のための施策をは	・運営補助を事業補助に転換し抜本的に見直す。
1 6 2	じめ、人権施策を推進していくため、協力機関で	・人権協会を活用するメリットが明確な事業に絞り込んだ
(162)	ある(財)大阪府人権協会に対して補助を行う。	上で、事業を効率的・効果的に実施。
H20 本格予算見込額	2 事業内容	
1 0 4 (1 0 4) 効果見込額 H20 効果額 5 8 (5 8) H21 効果額 9 6 (9 6) H22 効果額	 ○府が全額補助している経費【⑩輝:80百万円】 ・人件費(府派遣職員:3名) ・啓発事業 協会通信等の発行、人権侵害事例集の作成、公共交通機関等での啓発(地下鉄中吊り広告等) ・交流事業(広域的事業等) 府域7ブロックで共通テーマの下に交流会等実施 ・相談・自立支援事業 法律相談、人権総合相談窓口、人権相談事例の集約・分析 ○府:市町村=1:1で補助している経費 	2 見直し内容 ①人権相談・自立支援に関わる事業 市町村との役割分担等を踏まえ、より専門的・補完的事業 に重点化。 ②人材育成、啓発に関わる事業 協会の有する専門性等が発揮される事業に特化 地域啓発交流支援事業は、平成 20 年度に廃止し、21 年度 に市町村人権協会等が実施する交流事業への助成から、公募によるモデル事業に対する助成に転換。 ③同協会の自立化と組織のスリム化
96 (96) ※()は一般財源	【②通年:82百万円】 ・人件費(プロパー職員等:11名) ・財団運営費(光熱水費、リース料、消耗品費等) ・交流事業(地域密着型事業) 各市町村での住民の交流会を実施 3 事業開始年度 - (人権協会は、④に府同促から改組)	府派遣職員3名の引き上げ(平成20年度末) プロパー職員の人件費補助も平成22年度末までに段階的 に廃止。 3 実施時期 平成20年8月

(単	17	云	Ħ	Ш	١
1 ==	111/	-	,,		- 1

予算額等	現状	見 直 し 内 容 【府案】
予 算	1 事業目的	1 見直しの考え方
H20 通年見込額	地域における相談者の立場に立った人権相談事業	平成 14 年度に 3 年間のモデル事業として制度導入
5 6	を実施する市町村に対して補助を行う。	したものであり、既に6年を経過しているが、相談件
(56)		数に対する補助コストが極めて高く(約2.4万円/件
H20 本格予算見込額	2 事業内容	*) なっており、廃止。
0	【事業内容】	(※コストは、H20通年見込額を®相談件数で除したもの)
(0)	○相談窓口での面接・電話・手紙等による適切な助言 並びに情報提供	
*交付金化	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	2 見直し内容
効果見込額	○人権問題の実情・課題・地域ニーズの把握	本補助金としては廃止し、他の市町村に対する相談
H20 効果額	【事業主体】	事業補助金と併せて交付金制度を創設。
5 6	○実施主体 39 市町村 ※政令市・中核市を除く	
(5 6)	【補助の考え方】	3 実施時期
H21 効果額	500 万円×市町村ごとの係数×補助率 1/2	平成 20 年 8 月
5 6		
(5 6)	3 事業開始年度	
H22 効果額	平成 14 年度	
5 6		
(5 6)	⑭ 543件(34市町)	
	⑤ 808件(38市町) ⑥ 1,567件(40市町村)	
	⑪ 1, 307件(40份明刊)	
	⑧ 2,302件(39市町村)	
※()は一般財源		

予算額等	現状	見 直 し 内 容 【府案】
予算	1 事業目的	1 見直しの考え方
H20 通年見込額	市町村の自律的な行財政運営を支援。	補助採択している事業の多くは、市町村が本来自らの責任
1, 210		と財源により実施すべきもの。平成 21 年度交付金制度の創
(1, 210)	2 事業内容	設とあわせて、広域的自治体として府が果たすべき役割を踏
H20 本格予算見込額	・ 以下の①~④の事業に対して補助。	まえ、制度を検討する。
1, 210	① 地方分権の推進	
(1, 210)	② 行財政改革の促進	2 見直し内容
効果見込額	③ 広域行政の促進	対象市町村や支援内容等について重点化を図る
H20 効果額	④ その他、市町村の緊急課題への取組	
0	・ 補助率 2/3以内(基本的に1/2)	3 実施時期
(0)		平成 21 年度
H21 効果額	(前回の見直し)	
未定	財政再建プログラム案に基づき、平成 11 年度	
(未定)	以降、公共施設の整備やまちづくり等に対する	
H22 効果額	補助から、市町村が自律性を高めるための取組	
未定	に対する支援に制度再構築 (経過措置有)	
(未定)		
	3 事業開始年度	
	昭和 31 年度	
	※創設当初は町村合併に対する支援)	
	(現行名称は、昭和 40 年度から)	
※()は一般財源		

	(単位	:	百万	円)
--	-----	---	----	----

予算額等	現状	見 直 し 内 容 【府案】
予算	1 事業目的	1 見直しの考え方
H20 通年見込額	市町村の公共施設の整備を促進するため、地	・地方財政を取り巻く環境の変化
3, 400	方債制度を補完する観点から資金を貸付。	地方債の協議制移行、資産・債務改革に向けた取組の要
(3, 400)		請など、当該制度を取り巻く環境の変化を踏まえ、制度を
H20 本格予算見込額	2 事業内容	再構築。
0	・貸付利率 財政融資資金と同率	
(0)	・貸付期間 5~25年以内(据置期間0~5年)	2 見直し内容
効果見込額	・貸付残高 H19年4月現在 約1,116億円	市町村の臨時的な財政需要への対応をサポートする制
H20 効果額		度として再構築。(平成 20 年度は休止)
3, 400	(これまでの見直し)	
(3, 400)	・財政再建プログラム案に基づき、平成 11 年	3 実施時期
H21 効果額	度以降、貸付額を段階的に縮減	平成 21 年度
1, 400	⇒通常分▲概ね 30%、まちづくり分は廃止	
(1, 400)	(H10 103 億円⇒H13 41 億円)	
H22 効果額	・行財政改革プログラム案において、H19以降、	
1, 400	毎年1億円ずつ縮減し、H22に 32億円とする	
(1, 400)	予定。	
	3 事業開始年度	
	昭和 35 年度	
※ ()は一般財源		

【主要検討事業5】私学助成(授業料軽減助成)

予算額等	現状	見 直 し 内 容 【府案】
予 算	1 事業目的	1 見直しの考え方
H20通年見込額	私立高等学校及び私立専修学校高等課程に通	・本府の補助制度は、他府県に比べて極めて高水準にある。
6,858	う生徒の保護者負担の軽減を図るため、各学校	・補助対象となる生徒の割合は全体の50%近くに及び、所
(6, 663)	の行う授業料軽減事業に対し助成を行う。	得が高い層について、補助を廃止又は縮減する。
H20本格予算見込額		・これに伴い貸付額の増大が見込まれる育英会制度につい
6,858	2 事業内容	て、持続可能性の観点から所得要件の見直しを行う。
(6, 663)	所得区分に応じて以下のとおり補助 (年額)。	
効果見込額	A 生活保護世帯 35万円	2 見直し内容
H20効果額	B 年収 ~430万円 25万円	授業料軽減制度
0	C 年収 ~500万円 18万円	・所得区分 年収540万円超の層は補助対象外とする。
(0)	D 年収 ~800万円 12万円	・補助単価 生活保護世帯及び非課税世帯については据置
H21効果額		き、それ以外の所得階層については引き下げる。
7 6 3	※生徒1人当たりの助成額 (⑱予算)	見直し後
(763)	大阪府 77,584円 (全国2位)	A 生活保護世帯 35万円(据置)
H22効果額	全国平均 18,880円	B 年収 ~288万円(非課税)25万円(据置)
1, 526		C 年収 ~ 4 3 0 万円 1 8 万円
(1, 526)		D 年収 ~540万円 12万円
		<u>育英会貸付金</u>
		・所得要件 1,100万円 → 約809万円(旧日育程度)
		・ 所 得 算 定 主たる学資負担者 → 保護者合算(軽減助成と同じ)
		・未償還金の回収に一層努める。
		3 実施時期
		平成21年度入学生から適用
※()は一般財源		

【主要検討事業6】私学助成(経常費助成〔小学校・中学校・高等学校・専修学校〕)

あたりの所要経費

※()は一般財源

【府案】 予算額等 見 直 し 内 容 予 質 1 事業目的 1 見直しの考え方 H20通年見込額 教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び 公立学校教育を含めた府施策全体の経費節減・見直しの一 小中高 32,762 経営の健全化を図り、私立学校の健全な発展に 環として、経常費に係る私学助成について、助成単価を引き (27, 709)資する。 下げる。 専修学校 1,400 (1, 400)2 事業内容(主なもの) 2 見直し内容 H20本格予算見込額 ・私立学校の運営経費への補助金 ・高等学校・専修学校 従来ルールによる単価×▲10% 小中高 29,804 ・補助額=単価×児童・生徒数 小学校・中学校 " × ▲ 25% (25, 161)・単価の決定ルール ⇒公立学校教育の経費節減等の取組も踏まえ、原則▲10%。 専修学校 1,309 国標準額(交付税単価+国補助額)と標準 但し、小・中学校は義務教育で公立学校の受け皿があるこ (1, 309)教育費の1/2のいずれか低い方を適用 と、高校の標準教育費(注)の比較において、2~3割の 格差があることから▲25%。 効果見込額 H20効果額 【19年度単価】 3, 048 高等学校 @ 293,560円 (国標準額) 3 実施時期 (2, 639) 中学校 @ 286,446円(国標準額) 平成20年度(20年度単価への改定、補助単価引き下げは、 H21効果額 ・小学校 @ 262.150円 (標準教育費の1/2) 暫定予算期間内は適用せず) 4, 572 専修学校(高等課程) (3, 972)@ 293.560円 (高等学校と同額) (参考)標準教育費と助成単価の小中高比較 H22効果額 20助成単価 4, 572 19標準教育費 (従来ルール) (3, 972)(注)標準教育費 対高校 対高校 公立学校に置き換えた場合の生徒 1 人 高校 735,500 295, 125 265,612

(単位:百万円)

見直し内容

対高校

81.3%

71.7%

216,019

190,537

対標準教育費

36.1%

36.3%

36.3%

財18

中学 | 594,700 | 80.9%

小学

288, 026 97.6%

524, 300 71.3% 254, 050 86.1%

(畄	位	古	Ħ	Ш	١
(畢	11/	Н	//	Н	-)

予算額等	現状	見 直 し 内 容 【府案】
予算	1 事業目的	1 見直しの考え方
H20通年見込額	教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び	公立学校教育を含めた府施策全体の経費節減・見直しの一
17,657	経営の健全化を図り、私立幼稚園の健全な発展	環として、経常費に係る助成について、助成単価を引き下げ
(14,822)	に資する。	る。
H20本格予算見込額		
17,224	2 事業内容(主なもの)	2 見直し内容
(14,378)	【運営費助成】	平成20年度国標準額×▲5%
 効果見込額	・私立幼稚園の運営経費への補助金	⇒他学種の経常費助成の見直しが▲10%以上ではあるが、
刈来兄込領 H20効果額	・補助額=単価×園児数	幼稚園については、私立幼稚園の経営状況、子育て支援の
4 3 3	・単価:国標準額(交付税単価+国補助額)	重要性を踏まえ最小限の経費節減として▲5%に緩和。
(4 4 3)	(19年度単価)	
H21効果額	学校法人園 @160,652円	3 実施時期
8 3 1	学校法人園以外 @ 48,100円(学校法人園の30%)	平成20年度(20年度単価への改定、上記見直しによる補助
(811) H22効果額	【3歳児保育料軽減助成】	単価引き下げについては、暫定予算期間内は適用せず)
8 3 1	・3歳児の就園促進を目的とする補助	
(811)	・補助額=単価×3歳児数	※3歳児保育料軽減助成については、21年度から所得制限(年
	・単価 @23,000円	収680万円程度以下)を導入(制度のあり方については、引
		き続き検討)
※()は一般財源		

【主要検討事業8】私立学校教職員共済事業補助金

予算額等	現状	見 直 し 内 容 【府案】
予算	1 事業目的	1 見直しの考え方
H20通年見込額	私立学校教職員の福利厚生を図り、私立学校	府の財政状況に鑑み、補助休止及び補助水準の見直し。
6 9 0	教育の振興を図る。	
(690)		2 見直し内容
H20本格予算見込額	2 事業内容	~平成19年度まで 8/1000
0	独立行政法人日本私立学校振興・共済事業団	平成20年度 休止
(0)	が行う私立学校教職員共済事業に対し、学校法	平成21年度以降 4/1000
効果見込額	人及び私立学校教職員が納入する長期給付の掛	(現時点での全国最低水準の補助率)
H20効果額	金の一部を補助する。	
6 9 0		3 実施時期
(690)	補助総額=組合員数×標準給与×12×補助率	平成20年度
H21効果額	補助率=8/1000	(補助率の引き下げについては平成21年度)
3 4 5		
(3 4 5)	※他府県の状況(平成19年度)	
H22効果額	ほとんどの府県が8/1000を採用	
3 4 5	8/1000未満 5団体	
(3 4 5)		
※()は一般財源		

	以立子仪这眼亚别凹铺则亚	
予算額等	現状	見 直 し 内 容 【府案】
予算	1 事業目的	1 見直しの考え方
H20通年見込額	私立学校に優秀な教職員を確保し、その定着	府の財政状況に鑑み、補助休止及び補助水準の見直し。
1, 230	を図るために設立された(財)大阪府私立学校	
(1, 230)	退職金財団の退職金給付及び給付積立金に対し	2 見直し内容
H20本格予算見込額	て補助を行う。	~平成19年度まで 36/1000
0		平成20年度 休止
(0)	2 事業内容	平成21年度以降 14/1000
効果見込額	補助総額=加入者数×標準給与×12×補助率	※他府県の補助水準や財団の財政状況等を勘案し具体的
H20効果額	補助率=28/1000	な補助水準を決定。
1, 230	(平成19年度の補助率36/1000を全国平均レベ	※(参考)現時点での全国最低水準 14/1000
(1, 230)	ルへ引き下げ予定)	
<u>H21効果額</u>		3 実施時期
6 1 5	※補助率の全国平均 28.3/1000	平成20年度
(615)	(平成19年度)	(補助率の引き下げについては平成21年度)
<u>H22効果額</u>		
6 1 5		
(615)		
※()は一般財源		

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
予 算	1 事業目的	1 見直しの考え方
H20通年見込額	公立大学法人大阪府立大学の運営に要する経	府の経費削減の取組みを踏まえ、運営費交付金の概ね1割
11,823	費を負担する。	程度を縮減
(11,823)		
H20本格予算見込額	(参考) 地方独立行政法人法	2 見直し内容
10,812	第42条 設立団体は、地方独立行政法人に対し、	・運営費交付金について、府の取組みを踏まえ、経費を10%
(10,812)	その業務の財源に充てるために必要な金	縮減(退職手当は5%)の上算定
	額の全部又はその一部に相当する金額を	⇒平年度ベース △1,131百万円
効果見込額	交付することができる。	20年度(退職手当以外を2/3換算)△771百万円
H20効果額		・中期計画の残期間(平成20~22年度)の縮減額合計△3,033
1, 011	2 事業内容	百万円を毎年均等に縮減(△1,011百万円/年)
(1, 011)	大学運営に係る支出見込額(人件費、管理運	
H21効果額	営経費等)から大学の収入見込額(授業料等)	*なお、大学法人の自律化を促す観点から、自主的な取組によ
1, 011	を差し引いた差額を交付。	る増収策や収入増、経費節減により、今回の見直し額を上回
(1, 011)		って得られた効果額は、原則、法人で活用できるものとする。
H22効果額	ただし、『大阪府の「予算編成にかかる基	
1, 011	本方針」及び「予算編成要領」によっては、	3 実施時期
(1, 011)	算定ルールを適用して計算された運営費交	平成20年度
(1, 011,	付金を調整する場合がある。』と計画に記載	777.
	3 事業開始年度	
	平成17年度	
※ () は一般財源		
※ () は一般別源	(地方独立行政法人移行に伴い創設)	

予算額等	現状	見 直 し 内 容 【府案】
予算	1 事業目的及び事業内容(主なもの)	1 見直しの考え方
H20 通年見込額	①文化芸術へのアクセスの確保	・これまでの府の文化施策を府が果たすべき役割や事業効
1, 573	・大阪センチュリー交響楽団の運営支援	果等の観点から総括した上で事業を重点化することによ
(1, 054)	〔文化振興財団運営事業費〕	り、今後の文化行政を戦略的に展開
H20 本格予算見込額	・現代美術センターの運営	 2 見直し内容(主なもの)
精査中	〔現代美術振興事業費〕 など	・大阪センチュリー交響楽団に対する補助金
(精査中)	②文化芸術の情報発信	"府民が支える楽団"の考え方のもと、会費収入、自主
	・ワッハ上方の運営〔上方演芸資料館運営費〕	公演収入を十分確保し、自主性が十分高まることを前提に
効果見込額	・大阪文化再発見事業、新なにわ塾叢書制作等	府の運営補助金は大幅に縮減(平成 21 年度)
H20 効果額	〔文化情報センター事業費〕	・府が有する文化施設の抜本的見直し
精査中	·大阪21世紀計画事業推進費	文化情報センター:廃止(平成 20 年度中) [事業内容を精査の上、必要な事業を引き続き実施]
(精査中)	・水都大阪2009 など	現代美術センター:廃止〔新展開により別途検討〕
H21 効果額	③文化芸術活動の支援	ワッハ上方:府有施設等への移転(平成22年度)
未定	· 市町村文化振興支援事業	・府の役割や事業効果等の観点から、一部の補助金等を廃
(未定)	市町村立文化ホール等での文化芸術活動の	止、縮小等
H22 効果額	促進	(例) 市町村文化振興支援事業 (廃止)、芸術文化振興補
未定	• 芸術文化振興補助金	助金(重点化、再構築)
(未定)	民間の芸術文化団体の活動育成を促進	・イベントの事業内容、効果等の再精査 (例)大阪文化賞・大阪芸術賞 (休止)、大阪 21 世紀計画
	· 大阪楽座事業	事業推進費・水都大阪2009 (関係者等と調整中)
	民間団体が実施する歴史的建造物を活用し	
	た文化的活動への支援	3 実施時期
	• 芸術文化顕彰事業	平成 20 年度から順次実施
	大阪文化賞、大阪芸術賞、大阪文化祭賞	
	・(社) 大阪フィルハーモニー協会への支援	
※ () は一般財源		

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
予算	1 事業目的及び事業内容(主なもの)	1 見直しの考え方
H20 通年見込額	〔府直営実施〕	市町村や民間との役割分担の観点から、事業を精査
4 6 6	① 「男女共同参画推進条例」の運用、「男女共	・各種相談や情報ステーション、啓発事業のうち、市町村
(194)	同参画プラン」の策定	など他機関での対応や代替が可能と考えられるものに
H20 本格予算見込額	② 男女共同参画社会づくりへの取組	ついては廃止。
2 3 5	顕彰事業や団体、グループ等の活動に対する	・DV相談については、現状においては、市町村等での対
(28)	助成等	応が十分ではないため、府の事業として存続。
	③ 事業者の主体的な取組支援	
効果見込額	「男女いきいき・元気宣言」事業者の募集登	2 見直し内容
H20 効果額	録等	(廃止するもの)
2 3 1	④ 女性に対する暴力への対策	・文化表現事業 (女性芸術劇場等)
(166)	DV被害者への支援(電話相談やカウンセラ	・国際交流事業 (海外向け情報誌等)
H21 効果額	ーの派遣等)	・NPOとの協催事業等
4 0 3	〔財団実施、あるいはNPOとの協働実施〕	(縮小、重点化するもの)
(143)	① 相談カウンセリング事業	・相談事業
	ドーンセンターにおける電話や面接による	他機関で代替可能なものは廃止(法律相談等)
H22 効果額	相談、カウンセリングの実施	・情報ライブラリー
4 0 3	② 情報ステーション事業	専門図書等に限定
(143)	ドーンセンターに設置したライブラリーの	• 各種講座
	運営等	課題解決型で実践的活動につながるものに重点化
	③ 啓発学習事業	
	各種講座の開催による啓発、育成	3 実施時期
	④ その他	平成20年度から順次実施
	広報事業、文化表現事業、国際交流事業等	
※()は一般財源		

予算額等	現状	見 直 し 内 容 【府案】
予算1H20 通年見込額1 6 0(1 6 0)H20 本格予算見込額	事業目的 2010 年度までに来阪外国人旅行者数を 250 万人程度とするためのプロモーションを展開するとともに、教育や産業など多様な交流を促進。 事業内容(主なもの) (財)大阪観光生なもの) (財)大阪観光生の事業を実施。 ①交流型観光集客促進センター設置(31 百万円)視察交流を促進を立ち上げ、教育旅行誘致や産業でのの流のは、対験国した P R や、若年世代の趣向を捉えたツアー造成。 ③大阪の魅力発信(20 百万円)・3 府県連携(京都、英流協定を活かしたミッション派遣等(対東南アジア)・現地旅行者向けア見招待旅行(対アメリカ、オーストラリア) ・現地旅行者の取り込み(9 百万円)・首都圏等における3 府県合同キャンペーン・シニア向け旅行商品の造成・修学旅行誘致事業	1 見直しの考え方 各主体(府・市・民間)の役割分担を整理するとともに、より高い効果が見込める事業に重点化 ・近隣府県等との連携による広域的な取組みの推進 ・教育交流など交流型観光の促進 ・OCTBにおける府・市・民間の共同の取組みの強化 2 見直し内容 ①次の事業は、経費を精査の上存続 ・Web 等による観光情報の提供 ・3府県連携トッププロモーション ・交流協定を活かしたミッション派遣 ・教育旅行誘致(学校交流コーディネーターの配置) ②府職員派遣の一部見直し 3 実施時期 ・平成20年度から順次実施

(単位		百万円)	
(単)	•	日ルロル	

(単位:百万円)

予算額等	現状	見 直 し 内 容 【府案】
予 算	1 事業目的	1 見直しの考え方
H20 通年見込額	関空のアジアのゲートウェイ、貨物ハブとし	・平成 19 年 8 月に 2 期事業の限定供用が実現
2 4 6	ての機能を強化するため地元自治体・経済界と	・関空会社の有利子負債について、国において抜本的軽減策
(246)	関空会社が連携して就航促進事業を実施。	が講じられるなど、同空港の競争力強化が必要
H20 本格予算見込額		
2 4 6	2 事業内容(主なもの)	2 見直し内容
(246)	関西国際空港全体構想促進協議会への分担金	国の関西国際空港の事業推進や財務構造の改善等につい
効果見込額	①航空ネットワークの充実強化(就航奨励一時	ての基本的な考え方を踏まえ、地元としての関空利用促進へ
H20 効果額	金の支給など)	の関わり方やその事業内容等について、改めて検討を行う。
0	②空港の利便性・魅力向上(集客イベント、鉄	
(0)	道・バスの割引きっぷ、観光振興等)	3 実施時期
H21 効果額	③貨物便の集積、ネットワークの充実強化(貨	平成 21 年度
未定	物便就航奨励一時金制度の創設)	
(未定)		
	3 事業開始年度	
H22 効果額	平成 17 年度	
 未定	(「関空集客・利用促進事業」として開始)	
 (未定)		
※ () は一般財源		

【主要検討事業16】4医療費公費負担助成事業

予算額等	現状	見 直 し 内 容 【府案】
予算	1 事業目的・内容	1 見直しの考え方
H20 通年見込額	①出産・育児応援事業 645(645)	平成 21 年度より廃止、再構築
1, 159	出産・子育てを社会全体で支える機運づくりを	市町村が地域の実情を踏まえた制度設計を行えるよう、類
(1,159)	促すとともに、経済的負担感の軽減を図るため、	似の国庫補助事業も活用し、再構築。
H20 本格予算見込額	第3子以降の出生1人につき5万円を支給	
1, 125	(対象:約1,000人/月)	(国庫補助事業の例)
(1,125)		・地域子育て支援拠点事業 623(311)(平成 20 年度:166 箇所)
効果見込額	②子育て支援保育士事業 464(464)	・こんにちは赤ちゃん事業 市町村が直接国庫を受けて実施
H20 効果額	在宅子育て家庭向けに育児相談や園庭開放等を	・育児支援家庭訪問事業・育児支援家庭訪問事業・
3 5	行う民間保育所に対する補助(政令・中核除く)	
(35)	(平成 20 年度: 290 箇所)	
<u>H21 効果額</u>		
1, 106	③家庭支援推進保育所事業 50(50)	
(1,106)	配慮を要する家庭やひきこもりがちな在宅子育	
H22 効果額	て家庭に対して家庭訪問や出前保育等を行う保育	
1, 159	所に対する補助 (政令・中核除く)	
(1,159)	(平成 20 年度: 21 箇所)	
	2 事業開始年度	
	① 平成 19 年 11 月	
	② 平成 17 年度	
	③ 平成 16 年度	
※()は一般財源		

予 算 ①救命救急センター運営補助 387 (235) 1 見直しの考え方及び見直し内容	于案 】
H20 通年見込額 【国庫補助 国 1/3・府 1/3・設置者 1/3】 ①のうち大阪赤十字病院に対する運営	営補助については、
4,287 国立と公立を除く4ヶ所(関西医大附属病院・近畿大 平成20年度で終了	
(1,935) 附属病院・済生会千里・三島)の各救命救急センター すでに救命救急センターとしての	診療報酬算定がな
に対する運営補助されていること、新たに三次救急医	療機関に指定され
<u>H20 本格予算見込額</u> る病院との整合性を図る。	
4, 185 【府単独補助】 <u>①のうち三島救命救急Cに対する単独</u>	虫補助は、当センタ
(1,832) <u>大阪赤十字病院に対する運営補助(昭和51年度~)</u> <u>一が圏域で唯一の三次救急医療機関</u>	であることに鑑み
効果見込額 府が独自に三次救急医療機関に位置づけ、単独の運 <u>継続</u>	
<u>H20 効果額</u> 営補助(平成 21 年度までの経過措置) 38(38)	
103 ②③について、平成20年度から可能	な範囲で縮減。
(103) 三島救命救急Cに対する単独加算 (平成6年度~) 運営形態の見直しについては引き続きれ	<u> </u>
<u>H21 効果額</u> 単独設置型救命救急Cの増嵩経費の一部(単独設置	
140 と一般病院併設の場合との医師数の差に対して)に	
(140) ついて定額補助 45(45)	
(高槻市、島本町等で財団法人を設置)	
<u>H22 効果額</u>	
1 4 0 ②泉州救命救急センター運営委託 1,920(866)	
(140) 委託先:泉佐野市 (平成6年度~)	
③中河内救命救急センター運営委託 1,980(834)	
委託先:府保健医療財団 (平成 10 年度~)	
※ () は一般財源	

(単位:百万円)

【工女权的事業 1 9	/ 】 同節名の生さかい・ 地域生活又族争未	(単位:日刀円)
予算額等	現	見直し内容 (府案)
予算	1 事業目的	1 見直しの考え方・実施時期
H20 通年見込額	高齢者の生きがい(活動)支援や地域生活を支援	(1)(ア)平成21年度廃止(イ)特定財源で実施
3, 500	2 事業内容・開始年度	(ア事業)受益者負担の範囲で実施。なお、平
(3, 497)	(1) 高齢者に対する生きがい (活動) 支援: ⑩通年80(80)百万円	成 20 年度は大幅な経費縮減を行う。
H20 本格予算額	(ア) ●高齢者大学アクティブシニア事業〔S54~旧老人大学講座〕: 44(44)百万円	(イ事業)一般財源の負担が生じない方法で実
3, 243	生きがい支援のための各種講座を開催(25科目)	施。
(3, 238)	補助先:地域福祉推進財団 定員:900名 受講料:23 千円 ●シルバーアドバイザー養成事業 [\$63~]:21(21)百万円	
効果見込額	地域福祉活動を担うボランティア育成のための講座を開催(9 科目)	(2)高齢者在宅生活総合支援事業は平成 21 年度
H20 効果額	補助先:地域福祉推進財団 定員:340名 受講料:5千円	に事業廃止。平成20年度は大幅な経費縮減
2 5 7	(イ) ●アクティブシニアあふれる大阪構想事業 [H18~]: 15(15)百万円	を行う。
(259)	団塊の世代向けの講座、大学セミナー (府立大学)、フェア (見本市) 開催	(①は暫定予算限り、③事業は、平成 20 年事
H21 効果額	「アクティブシニアの日 (毎月 15 日)」の制定、普及啓発 講座・フェア参加者: ⑲約 6,000 名 大学セミナー参加者: ⑲約 100 名	(①は首だ丁昇版り、①尹未は、十成 20 十事 業廃止)
674		乗廃止) ○介護保険対象外の高齢者へのサービスは、
	(2) 高齢者に対する生活支援: ②通年 743 (740) 百万円	
(676)	●高齢者在宅生活総合支援事業 (①~④市町村補助事業:補助率 1/2) ①高齢者住宅改造助成事業 [S48~]: 271(271)百万円	平成 18 年度に制度化された地域支援事業
H22 効果額	⇒便所・浴室等のバリアフリー化に要する工事費用を補助、⑳予定:31 市町村	(府の義務負担を伴う国制度)の範囲内で市
6 7 4	②見守り訪問活動事業 [H12~]: 42(42)百万円 →独居高齢者への訪問・安否確認に要する費用を補助、∞予定: 全市町村	町村が事業内容・規模を任意で判断し実施
(676)	③高齢者コミュニティワーカーズ地域支援事業〔H10~]:5(5)百万円	○街かどデイハウス事業は、平成21年度から
	⇒高齢者グループの事業立上げに要する費用を補助、@予定:10 市町 ④街かどデイハウススタッフ研修事業:11(11)百万円(単独) など	介護予防に関する取組みを国事業に移行す
	●街かどデイハウス支援事業 [H10~]: 373 (373) 百万円	ることで、補助率見直し等制度を再構築。
	民間、NPOが設置するデイハウスの運営費補助(市町村補助 1/2)	
	実施箇所数:134ヶ所(29市町) 補助上限額:600万円/1箇所	(3)事業は平成 20 年 8 月から一部加算廃止
	(3) 軽費老人ホーム事務費補助金 [\$46~]: ⑩通年 2,677(2,677)百万円	○入所者負担に直接影響しない施設に対する
	低所得高齢者の自己負担金の軽減額を府が補填(事務費基準額-自己負担額)	加算(施設機能加算等)を廃止。
	補助対象施設数:80 施設 (A型 16 施設、ケアハウス 64 施設)	
	※軽費老人ホームとは、要介護ではないが、身体機能の低下、家庭環境等の理由に	
※ () は一般財源	より、居宅で独立して生活することが困難な60歳以上の高齢者が入所する施設	

予算額等

現状

見 直 し 内 容 【府案】

予 算

◇H20 通年見込額

◇1120		
	事業費	一般財源
コミュニティ	546	546
小地域	325	325
高齢サポート	168	168
センターハ゜ワーアッフ゜	22	22
サーヒ゛ス	42	42
合 計	1,103	1,103

◇H20 本格予算見込額

	事業費	一般財源
コミュニティ	480	480
小地域	325	325
高齢サポート	157	157
センターハ゜ワーアッフ゜	22	22
サーヒ゛ス	35	35
合 計	1,019	1,019

効果見込額

◇H20 効果額

	事業費	一般財源
コミュニティ	66	66
小地域	0	0
高齢サポート	11	11
センターハ゜ワーアッフ゜	0	0
サーヒ゛ス	7	7
合 計	84	84

◇H21 効果額

	事業費	一般財源
コミュニティ	546	546
小地域	325	325
高齢サポート	168	168
センターハ゜ワーアッフ゜	22	22
サーヒ゛ス	42	42
合 計	1,103	1,103

◇H22 効果額

▽1122 別末領		
	事業費	一般財源
コミュニティ	546	546
小地域	325	325
高齢サポート	168	168
センターハ゜ワーアッフ゜	22	22
サーヒ゛ス	42	42
合 計	1,103	1,103

事業目的及び事業内容

【①「コミュニティソーシャルワーク機能」配置促進事業費補助金】

要援護者に対するセーフティネット体制構築のため、「見守り」「つなぎ」を行う「コミュニティソーシャルワーカー」を「中学校区」などに配置する市町村に対して助成。

・580 万円/1 箇所(府 1/2·市町村 1/2)・⑬実施箇所数:133 箇所・事業開始:H16 年度

【②小地域ネットワーク活動推進事業補助金】

住民参加による「支え合い・助け合い」活動体制整備のため、市町村を通じて「小学校区単位」での地域活動を支援する「市社協」に対して助成。

- ・府 1/2·市町村 1/2 ・「地区福祉委員会」活動助成 (500 千円×530 地区)
- ・「コミュニティーワーカー」設置費(3,000千円×114名)・事業開始:H10年度

【③高齢者医療・健康・福祉サポート機能等支援事業】

高齢要援護者等に対する「見守り」「つなぎ」機能強化のため、「府社協」 に対して助成。

・⑩「支援相談員」数 48 名 ・320 万円/人 ・定額補助 ・事業開始:H16 年度

【④障がい者生活支援センターパワーアップ事業】

障がい者の地域生活支援と市町村相談体制強化のため、「ケアマネジメント推進員」を配置する市町村へ助成。

・320 万円/1 箇所 ・府 1/2・市町村 1/2 ・ ⑩配置箇所: 14 箇所 ・事業開始: H16 年度

【⑤障がい者サービス利用サポート事業】

市町村相談支援機能の補完と施設入所者の地域移行促進のため、「地域生活サポーター」を配置する施設へ助成。

・320 万円/1 箇所 ・定額補助 ・⑩ 実施箇所数:11 箇所 ・事業開始:H17 年度

1 見直しの考え方及び内容

- ○<u>各事業は平成 21 年度から廃止</u> *①②は、市町村と調整の上、平成 21
 - *①②は、FP可料と調整の上、平成 21 年度から市町村が地域の実情を踏ま えた事業実施ができるよう制度を再 構築。
 - *③相談員による在宅高齢者等へのサポート(社会貢献基金の貸付け事務など)、④⑤地域における相談支援体制を強化する事業
 - ⇒5年間で府の役割が終了
 - * 平成 20 年度は事業費を 10%縮減。 (①②を除く)

【工女伙的争乐么!	<u>】 悍かい有別力又抜関係争果</u>	(単位:日万円)
予算額等	現状	見 直 し 内 容 【府案】
予算	_1 事業目的·内容	1 見直しの考え方
H20 通年見込額	(1)障がい者に対して、一連の就労面の支援を	(1)就労支援関係事業は平成 21 年度廃止・再構築(事業①②は平
2 9 4	行い、就労を促進する。52 (49)	成 20 年度 10%減、事業③は平成 20 年度から廃止)
(252)	①企業開拓強化事業: 34(34)	障がい者就労支援事業は、ハローワーク等との役割分担を踏まえ、
H20 本格予算見込額	障がい者の就労実習・雇用先となる企業の開拓	国庫補助事業(就業・生活支援センター事業)等を活用しながら、
2 2 9	目標:新規雇用企業開拓 150 社、訪問 1 万社	労働、教育政策等の関連事業との関係整理を行い、再構築。
(195)	②職場実習強化事業: 12(12)	
効果見込額	障がい者の職場実習協力企業への奨励金支給	※ <u>就業・生活支援センター事業(</u> 国庫補助事業): 2084(42)
H20 効果額	障がい者実習 一人当たり 2 千円/日	2018 箇所で、障がい者の地域における就労・生活支援
6 4	目標:実習者数 500人	の充実を図る
(57)	③職場定着支援強化事業:6(3)	
H21 効果額	就労アドバイザーの派遣による職場定着支援	
2 9 4	就労支援アドバイザー(有償ボランテイア;18名)派遣	(2) IT ステーション関係事業は平成 20 年 8 月~見直し
(252)	2 千円/日	大阪府 IT ステーション関係事業は平成 21 年度から公募制を導
		入。平成 20 年度は経費の縮減を行う。(△55 百万円)
H22 効果額	(2)IT による障がい者の社会参加・就労支援拠点	
2 9 4	「大阪府 IT ステーション」を運営する。242(203)	2 実施時期
(252)	④ <u>IT ステーション運営費</u> : 63(63)	平成 20 年 8 月
	IT ステーションの維持管理費・機器リース料等	
	⑤ <u>障がい者 IT 総合推進事業</u> : 68(34)	
	IT講習会の実施経費	
	⑥障がい者テレワーク推進事業: 41(36)	
	テレワーカー養成、及びテレワーク受注支援	
	※テレワーカー:IT を利用した居宅等での就労者	
	⑦ <u>障がい者 IT 就労支援事業等</u> :70(70)	
	府庁からのIT ステーションへの業務発注支援等	
	④~⑦委託/補助先:(社福)大阪障害者団体連合会	
	│ │2 事業開始年度	
	(1)平成 19 年度	
※()は一般財源	(2)平成 16 年度 (IT ステーション開所;平成 16 年 9 月)	

【工女汉的于末七七	<u> </u>	<u> </u>
予算額等	現状	見 直 し 内 容 【府案】
予算 H20 通年見込額 474 (474) H20 本格予算見込額 474 (474)	1 事業目的 障がい者福祉作業所事業運営補助金 474(474) 在宅障がい者が通所する作業所の助成を行う 市町村への補助 【府 1/2・市町村 1/2(補助実績 27 市町村)】 I 型(定員 7~9 人) 650 万円/年	1 見直しの考え方及び見直し内容 ○障害者自立支援法施行前に開設された作業所は、平成 23 年度まで補助。 法施行後に開設された作業所は設立後 5 年間補助。 「参考」旧法体系の施設は、平成 23 年度までに自立支援法体 系のいずれかのサービス提供を行う事業所に移行
効果見込額 H20 効果額 O	Ⅱ型(定員 5~6 人) 450 万円/年 〈作業所運営補助実績箇所〉	2 実施時期
(0) <u>H21 効果額</u> 0 (0)	I型 H15 H16 H17 H18 H19 I型 257 203 143 124 28 合計 103	平成 20 年 8 月
H22 効果額 0 (0)	※H18以前は区分が異なるため合計のみ ※作業所:小規模作業所、共同作業所 障害者自立支援法による授産施設、福祉工場	
	等と異なり、法で定められた自立支援給付等の対象にならない小規模な施設。	
※ () は一般財源		

(単	1		_	_	\Box	,
(==	111	٠	白	\vdash	ш	
(++-	1.1/4		\Box	//	1 1	

予算額等	現状	見 直 し 内 容 【府案】
予算	1 事業目的・内容	1 見直しの考え方及び内容
H20 通年見込額	(1) 病院事業費負担金 13,894(13,894)	(1) 負担金
16,339	(障害者リハビリテーションセンター分含む)	平成 20、21 年度は、中期計画達成(不良債務解消)に影響
(13,894)	救急医療の確保など、行政が負担すべき経	を与えないことを前提に最大限の経営努力により額を縮減
H20 本格予算見込額	費や不採算医療の経費に対する負担金	H 20: ▲ 260 百万円、H21: ▲ 340 百万円
15,854	~地方独立行政法人法第85条~	
(13,634)		(2) 貸付金
効果見込額	(2) 病院事業費貸付金 2,445(0)	平成 20、21 年度は、10%の経費縮減
<u>H20 効果額</u>	府立の病院の施設増改築及び資産購入(医	但し、20年度の母子センターの耐震工事は縮減対象外
4 8 5	療機器等)に要する貸付金	(事業費 H20:▲225百万円、H21:▲225百万円)
(260)	~地方独立行政法人法第41条~	
<u>H21 効果額</u>		
5 6 5	2 事業開始年度	
(340)	府立の 5 病院に対する負担金・貸付金につい	
	ては、平成 18 年 4 月の独立行政法人化より。	
<u>H22 効果額</u>	障害者リハビリテーションセンターに係る運	
未定	営負担金については、平成19年4月より。	
(未定)		
※()は一般財源		

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
予算 H20 通年見込額 9 3 (9 3) H20 本格予算見込額 0	1 事業目的 障がい者、母子家庭の母親、中高年齢者等、働く意 欲がありながら様々な就労阻害要因のために就労で きない就職困難者に対する就労支援事業を実施する 市町村に対し補助等を行う。 2 事業内容	1 見直しの考え方 平成 14 年度の制度導入後、既に 6 年を経過しているが、相談人数あたりの補助コストが約 2.8 万円/件 *、就労者あたりの補助コストが約 13 万円/人*と割高であり、廃止を求める。 (※コストは、H20 通年見込額を®相談実人数、就労者で除したもの)
(0) *交付金化 効果見込額 H20 効果額 9 3 (9 3) H21 効果額 9 3 (9 3) H22 効果額 9 3 (9 3)	 ○地域就労支援事業費補助金 90,618 千円 【事業内容】 ・地域就労活性化事業(講習・講座、事業広報等) ・広域連携事業(複数市町村による共同事業等) ・コーテ・ィネーター活動推進事業(コーテ・ィネーター設置経費) 【事業主体】 ・実施主体 市町村 ※政令市を除く(19年度 41市町村、63地域就労支援センター) 【補助の考え方】 ・補助の考え方】 ・補助限度額 1市町村あたり5百万円(基本) ○地域就労支援コーテ・ィネーター養成研修委託 1,270千円 :養成講座の企画・実施 ○地域就労支援促進事業 1,053千円 :事業実施に伴う新たな課題等の検討調査 3 事業開始年度 平成14年度 	2 見直し内容 本補助金としては廃止し、他の市町村向けの相談事 業補助金と併せて交付金制度を創設。 市町村の担当者に対する人材養成事業は別途実施 3 実施時期 平成 20 年 8 月
※ () は一般財源		

【工女权的手术工艺	<u>】小規模爭耒粹呂文援爭耒賀柵助</u> 壶	(単位:白万円)
予算額等	現状	見 直 し 内 容 【府案】
予 算 H20 通年見込額	1 事業目的 小規模事業者等の振興を図るため、府内商工会・商工会議所及び大阪府商工会連合会が行う経営改善普及事業	1 見直しの考え方 相談件数に対する補助コストが高く(約 1.7 万円 /件*)、また、人件費補助中心となっている現状
2,432 (2,432) H20本格予算見込額	等に対して補助を行う。	を踏まえ、補助制度を事業費補助に抜本的に見直し、小規模事業者等のニーズを踏まえた事業とし
2, 215 (2, 215)	2 事業内容 ○商工会・商工会議所・商工会連合会等に対する補助 【2,258百万円】	て 再 構 築 を 行 う。 (※コストは、H20 通年見込額を®相談指導件数で除したもの)
効果見込額 H20 効果額 2 1 7 (2 1 7) H21 効果額 4 8 6 (4 8 6) H22 効果額	(補助内容) ・人件費(経営指導員等 372 人) ・事業費(セミナー・講習会開催、記帳指導、普及啓発 等) ・事務費(経営指導に要する旅費、調査研究費 等) ○商工会議所及び商工会連合会で共同設置している地域 貢献型企業経営サポートセンターに対する補助 【174百万円】 (補助内容) ・人件費(経営指導員等 16 人) ・事業費(セミナー・講習会開催、嘱託専門指導員 等) ・事務費(経営指導に要する旅費、調査研究費 等)	2 見直し内容 ○補助制度の見直しを行うことにより、事業費の縮減を図る。 ・平成 20 年度は人件費 ▲ 12%、事業費 ▲ 20% 平成 21 年度は ▲ 20% ○補助制度の抜本的見直し ・人件費補助から事業費補助に転換 ・事業目標の設定と評価の仕組みの導入(第三者評価委員会の設置、PDCAサイクルの導入) ⇒実績に応じた補助に
486 (486) ※()は一般財源	3 事業開始年度 昭和 35 年度 【参考:経営指導員の相談指導件数の推移】 ⑮ 1 2 4, 0 1 9 件 ⑰ 1 2 4, 7 7 9 件 ⑱ 1 4 5, 6 7 8 件	3 実施時期 平成 20 年 8 月

【主要検討事業26】企業立地促進補助金

予算額等	現状	見 直 し 内 容 【府案】
予算	1 事業目的	1 見直しの考え方
H20 通年見込額	大阪府企業立地促進条例に基づき、大阪産業の高度化及	・大規模な立地があった場合の巨額の財政負担
4, 960	び、活性化を図るため、府内の対象地域における企業の立	・法人事業税の税制改正 など
(4, 960)	地・投資に必要な経費の一部を補助する。	を踏まえ、負担軽減を図るため補助制度見直し
H20 本格予算見込額		を図る。
4, 417	2 事業内容 (※金額等は、通年見込みによる)	
(4, 417)	(1)先端産業補助金(大規模投資 等)	2 見直し内容
効果見込額	補助対象:成長有望分野のうち、先端的な事業と認める	・先端産業補助金について、1地域あたり(産業
H20 効果額	工場や研究開発施設の新設にかかる経費	拠点ごと)の補助額を 150 億円上限とする。
1 4 5	・シャープ堺浜立地関連(4 社) 28 億 6,000 万円	・メニューを特化し、新規事業補助金等を廃止。
(145)	(2)府内中小企業等投資促進補助金	・中小企業等投資促進補助の予算枠管理
<u>H21 効果額</u>	補助対象:工場又は研究開発施設の新築・増改築にかか	・現行補助制度の時限設定(~平成 22 年度)
9 3	る経費 (大企業は先端産業に限る。)	
(93)	・3 億 5,000 万円	3 実施時期
H22 効果額	(3)新規事業補助金	平成 20 年 8 月
4 0	補助対象:新商品の生産や新生産方式の導入等を行うた	
(40)	め土地を購入等し、施設を設置するための経費	
	・1 億 1,400 万円 〈債務負担行為 2 億 1,400 万円〉	
	(4)外資系企業進出促進補助金	
	補助対象:成長有望分野かつ先端産業で、国内本部機能	
	の設置、拡充を行う外資系企業の建物賃借料	
	・3,000 万円	
	(5)その他(継続分等) 45社(予定)	
	・16 億 600 万円	
	3 事業開始年度	
※()は一般財源	平成9年度(現行制度は、平成19年度~)	

予算額等	現状	見 直 し 内 容 【府案】
予 算	1 事業目的	1 見直しの考え方・内容
H20 通年見込額	高病原性鳥インフルエンザ等の動物由来感染	財政状況に鑑み、平成 20 年度は着工見送り。
9 6 7	症に対する危機管理対策を講じるため、りんく	着工に係る事前準備が行えるよう、債務負担行為(200債)
(362)	うタウン隣接地に整備される府立大学(獣医学	を設定する。
H20 本格予算見込額	科・獣医学研究科)と併せて整備。	
0		
(0)	2 事業内容(施設の概要)	2 実施時期
効果見込額	(1)全体事業費 約10億円	平成 20 年度
H20 効果額	内訳 工事費・備品費等(606百万円)	
9 6 7	土地取得費 (361百万円)	
(362)	(2)地上3F 延床面積約1,208 m ²	
H21 効果額	(3)焼却炉、検査室、解剖室などの施設設備を府	
0	立大学と共用する。	
(0)	(4)統合により、職員定数の7人減及び跡地売却	
H22 効果額	を行い、概ね 10 年で事業費相当額を捻出す	
0	る。	
(0)		
	3 事業開始年度	
	・平成 19 年度 基本・実施設計等	
	(執行済み 18 百万円)	
	・平成 21 年度~建設工事	
	・平成 22 年度 開設	
※ () は一般財源		

予算額	 [等	現状	見 直 し 内 容 【府案】
予 算		1 事業目的	1 見直しの考え方
H20 通年見i	<u> </u>	府内で排出される魚あらの適正処理とリサイ	・魚あらは事業系一般廃棄物(排出者に処理責任、市町村が
	1	クルの推進のため、府と市町村で組織する協議	総括的責任)であり、府は市町村等の連携が円滑に進むよう
(1)	会(事務局:大阪府)を通じて共同で処理委託	仲介的役割を担うに止まるべき
H20 本格予算	算見込額	を行う	
	0	2 事業内容	2 見直し内容
(0)	①協議会が魚あらの処理を業者に委託	①協議会の運営経費のみ負担
効果見込額		・委託料は、処理に要する経費からリサイクル	②魚あら処理委託料等への府負担の廃止
H20 効果額		品販売収益を差し引いた額	③調査委託に関し府負担なし
	1	・府と市町村の負担割合は、府22.5%、大阪市	
(1)	55%、その他市町村 22.5%としている	3 実施時期
H21 効果額		②平成 20 年度では、魚あら処理の方向性、今後	平成 20 年度
	1	の整備の可否、府市負担割合の検討など、今	
(1)	後の処理方策について検討するための調査を	
H22 効果額		実施	
	1	3 事業開始年度	
(1)	①施設整備に対する補助	
		昭和 60 年度:1.5 億円(府:大阪市=1:1)	
		昭和 62 年度: 2.5 億円	
		(府:大阪市:市町村=2:3:1)	
		平成7年度:20.3億円	
		(国庫2億円、残額は上記負担割合)	
※ () は一般	財源	②共同処理委託方式は平成6年度から	

/	111	位		_		$\overline{}$,
(\mathbf{H}	177	٠		\vdash	ш	
1	Ŧ	11/			//	ıJ	

予算額等	現状	見 直 し 内 容 【府案】
予算	◆安威川ダム事業 堤高:76.5m 総貯水容量:1,800万m ³	◆安威川ダム・槇尾川ダム事業(共通)
H20 通年見込額	1 事業目的 治水・利水(1万㎡/日)80mm/hの雨量に対応	1 見直しの考え方
11,059	2 事業内容	財政状況に鑑み、事業スピードを見直す
(1, 120)	・補助事業費 1,370 億円	(主要プロジェクトとして点検)
H20 本格予算見込額	残事業費 673 億円 (H20~) (府負担 285 億円)	◆安威川ダム事業
10,505	・単独事業費 181 億円	2 見直し内容
(847)	残事業費 57 億円 (H20~) (府負担 46 億円)	平成 21 年度は、本体着工(事業費:約 400
効果見込額	*用地買収率 99%、付替府道 70% (H19 末)	億円 (H21~H28)) を見送り
H20 効果額	*H21 ダム本体着工、H22 年度上期 付替道路の全線供用	3 実施時期 平成 21 年度
6 7	H20 年代半ば治水効果の発揮	
(4)	3 事業開始年度 昭和 51 年度~	
<u>H21 効果額</u>		
1, 700	 ◆槇尾川ダム事業 堤高:43m 総貯水容量:140 万㎡	◆槇尾川ダム事業
(77)	1 事業目的 治水 50mm/h の雨量に対応	2 見直し内容
H22 効果額	2 事業内容	平成 20 年度は、本体着工(事業費: 36.8
_	 ・補助事業費 128 億円(H13 時点計画)	億円 (H20~H26)) を見送り
(–)	人 残事業費 92 億円(H20~)(府負担 46 億円)	3 実施時期 平成 20 年度
	※別に単独事業費執行済額 1.7億円	
	*用地買収率 92%、付替府道 30%(H19 末)	
	*H20 ダム本体着工、H22 付替道路暫定供用、	
	H20 年代半ば治水効果の発揮	
	3 事業開始年度 平成 3 年度 ~	
※()は一般財源		

【主要検討事業30】泉佐野丘陵緑地整備事業

予算額等	現状	見 直 し 内 容 【府案】
予算	1 事業目的	1 見直しの考え方
H20 通年見込額	産業団地として買収された旧泉佐野コスモ	財政状況に鑑み、事業見直し。
1 5 9	ポリス跡地を、府が取得し、公園(緑地)を	
(31)	整備。	2 見直し内容
H20 本格予算見込額		・平成 20 年度は、実施設計及び整備工事を見送り。
1	2 事業内容	・民間の協力も含めた整備手法について検討するため、運
(1)	(1) 建設事業費	営会議を設置。
効果見込額 H20 効果額 1 5 8 (30) H21 効果額 (一) H22 効果額 (一)	執行済み 見込 18年度 19年度 20年度 21~26年度 用地費 15,497 6,841 8,656 0 基本設計・調査 45 30 15 0 実施設計 115 12 0 103 整備工事 2,325 80 36 2,210 合計 17,982 6,870 8,763 36 2,313 (国庫) 1,089 5 0 1,084 (地活債) 11,990 5,130 5,939 0 921 (一財) 4,903 1,740 2,819 36 308	3 実施時期 平成 20 年度
※商工労働部 境界杭設置、廃屋撤去工事費	(2)維持管理費 管理運営費 1 (1)	
H20 本格予算見込額	6位度白泉 1(1)	
36 (36)	│ │3 事業開始年度	
※()は一般財源	平成 18 年度	

<u>【主要検討事業31</u>	】府営住宅(建替え、管理等)	(単位:百万円)
予算額等	現状	見 直 し 内 容 【府案】
		I
637 (965) H21 効果額 【管理】 637 (1,276) H22 効果額 【管理】 637 (1,506)	○使用料(家賃)収入:約340億円 ※管理については、府住宅供給公社が代行 3 事業開始年度 昭和26年度(公営住宅法施行)	平成 20~22 年度まで計画修繕の地方負担ベースの 20 当に基金を充当することにより、現状の実施規模を維 る。なお、平成 20 年度に限り、建替(直接建設)及 画修繕についてさらに基金を活用 *府営住宅整備基金 同住宅用地の売却益を将来の整備財源として積立 ⑤減免制度 セーフティネットに相応しいものに再構築 【平成 21 年度 3 実施時期
※()は一般財源		・平成20年度

予算額等	現状	見 直 し 内 容 【府案】	
予 算	1 事業目的	1 見直しの考え方	
H20 通年見込額	密集住宅市街地の居住環境の改善や防災性向	府と市町村の役割分担を明確にし、府が補助を行う意義や	
2 3 8	上のため、老朽建築物の除却や建替え、基盤整	必要性を精査。	
(238)	備等を行う市町村に対して補助。		
H20 本格予算見込額		2 見直し内容	
1 5 0	2 事業内容	・市町村との役割分担の観点から、府が補助する事業箇所を	
(150)	・対象	防災機能の強化に効果的な箇所に限定・重点化。	
	老朽建築物の除却・建替え、公共施設整備等	※密集市街地の整備については、防災機能の強化を図るた	
効果見込額	に必要な経費	め、併せて、他の既存制度(土地区画整理・再開発等)や	
H20 効果額	• 補助率	各種規制・誘導策、財団法人大阪府都市整備推進センター	
8 8	1/4 (国 1/2)、1/6 (国 1/3) 等	の活用等により、効果的な事業の実施に努める。	
(88)	・進捗状況(H19 までの見込み)		
H21 効果額	府費ベースで約 42%	3 実施時期	
8 8		平成 20 年度	
(88)	(参考)		
H22 効果額	・「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」		
8 8	21 市町 39 地区、2,421ha		
(88)	・密集事業の事業中地区		
	6 市 7 地区、1,354ha		
	豊中 (庄内、豊南町)		
	守口(大日・八雲東町)		
	門真 (門真市北部)		
	高石(高石駅西)		
	寝屋川 (寝屋川)		
	東大阪(若江・岩田・瓜生堂)		
	3 事業開始年度		
	昭和 58 年度		
※()は一般財源			

	<u>」其山林叫(其山北部工政党佣争未云訂牒山立)</u>	(単位:日 <i>万円)</i>
予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
予算	1 事業目的	1 見直しの考え方
H20 通年見込額	箕面北部丘陵地域において、豊かな自然を享	・第1区域は、引き続き事業の完成をめざす。但し、財政状
3, 767	受できる居住空間を確保し、世代を超えて誰も	況に鑑み、住民生活に最大限配慮しつつ、工事の実施時期
(3, 767)	がいきいきと暮らせる健康で快適な都市環境の	を精査。
H20 本格予算見込額	形成を図る。	・第2区域は、民間地権者により開発。
3, 225		・第3区域(施設誘致地区)は、新名神高速道路の残土受入
(3, 225)	2 事業内容	に伴い、西日本高速道路㈱が粗造成を実施。府は当該区域
効果見込額	・計画面積:314ha(当初計画:同左)	の施設立地計画及び保留地等の処分可能性・採算性等を精
H20 効果額	・計画戸数:2,900戸(当初計画:5,000戸)	査の上、粗造成の概成が見込まれる平成 24 年度末に基盤
5 4 2	・計画人口:9,600人(当初計画:16,500人)	整備工事の実施について判断。
(5 4 2)	・事業施行期間:平成8~27年度まで	
H21 効果額	・事業費: 985 億円	2 見直し内容
 未定	(うち残工事費 219 億円)	・第1区域は、森林公園等整備工事を当面見合わせるととも
(未定)	・事業手法:特定土地区画整理事業	に、平成 20 年度の工事発注時期を精査。
H22 効果額	※第1区域(府が主体となって整備)において、	・職員給、維持管理費、事務費等の縮減
未定	都市基盤施設等の整備や維持管理、保留地処	(全庁方針に沿った対応)
(未定)	分等をPFI手法により実施	(<u> </u>
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	7, 1, 2, 1, 1, 1, 1, 1, 2, 3, 7, 7, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,	3 実施時期
		平成 20 年度(平成 21 年度以降の効果額は今後精査)
	3 事業開始年度	
	・平成3年度 事業主体を府企業局に決定	
	・平成7年度 都市計画決定	
	・平成 7 年及 都市前画伝足 ・平成 8 年度 事業計画大臣認可取得	
	・平成の平度 事業計画人民誌 引取付 (平成 11 年 2 月 オオタカの営巣発見)	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	・平成 13 年 2 月 事業見直し案公表	
火蛙団ムコ雄山人で掘る		
※特別会計繰出金の額を		
記載		
※()は一般財源		

()	14		云	\Rightarrow	Ш	١
(=	1\ <i>I</i>	•	\Box	л	ш)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
予算	1 事業目的	1 見直しの考え方
H20 通年見込額	政令を上回る警察官の単独定数が存在。	府民の安心安全を確保する観点から、今後も警察官の再配
4, 727	また、警察官OBを非常勤の「警察専門嘱託	置等による業務執行体制の見直しに努める。
(4, 727)	員」として雇用し、警察官等に代わって行える	
H20 本格予算見込額	補助的業務を担わせることにより、実質的な警	2 見直し内容
4, 627	察官の増員効果を確保。	• 警察官単独定数
(4, 627)		警察官単独定数を維持する。引き続き、現場で直接治安
効果見込額	2 事業内容	維持に当たる警察官の確保に努める。
<u>H20 効果額</u>	・警察官の単独定数	・警察専門嘱託員
1 0 0	道路交通法に基づき一般職員として配置し	一層の効率的・効果的な配置に努めることにより、同嘱
(100)	ていた交通巡視員(520 人)を警察官に身分	託員数を縮減(平成 22 年度までに 1020 人に縮減)
<u>H21 効果額</u>	切り替え(昭和 51~53 年度)	〔19 年度 1,080 人、20 年度 1,067 人⇒22 年度 1,020 人〕
2 2 3	その後の累次の政令定数増については、そ	(報酬月額は、全庁方針に沿い平成20年8月から▲6%)
(223)	の同数を条例定数に上乗せ(単独定数未解消)	引き続き更なる経費の縮減に取り組む
H22 効果額	※他府県においても、交通巡視員振替相当の	
2 7 5	政令定数外警察官定数が同様に存在。	3 実施時期
(275)	• 警察専門嘱託員	平成 21 年度
	19 年度の予算上の定数は 1,080 人であり、	
	主に、交番相談員(449人)、子供の安全見守	
	り隊サポーター(19人)のほか、車庫調査員、	
	寮監等として配置	
	3 事業開始年度	
※()は一般財源	警察官単独定数 昭和 51 年度	

(畄	壮	百	Ħ	Ш	1
(芈	11/.	\mathbf{H}	//	\Box	,

予算額等	現状	見 直 し 内 容 【府案】
予算	1 事業目的	1 見直しの考え方
H20 通年見込額	老朽化、狭隘化等の著しい警察施設(警察署、	・当面、計画の一部見合わせや執行方法の変更
2, 309	交番等)の建替え等を計画的にすすめる。	(保有資産の処分など財源確保方策を検討)
(765)		
H20 本格予算見込額	2 事業内容	2 見直し内容
7 5 9	○警察署(全 64 署)の計画的な建替え等	・第二枚方署(仮称)は予定どおり、平成 20 年度に基本設
(3 1 7)	⇒新本部庁舎建設期間中は見合わせ	計に着手
効果見込額	現在、概ね1年1署着工のペース	・それ以降の建替え等は保有資産の処分などの財源確保方策
H20 効果額	《事業中箇所》	及び財政状況の改善等を見極めたうえで判断。
1, 178	・西堺 H18~20 工事 (H20.5 竣工)	・布施署、女性専用留置施設はすでに実施設計済みであり、
(353)	・布施 H19 実施設計、H20~22 工事	それぞれ、老朽・狭隘化の状況や留置施設の慢性的過密状
H21 効果額	※次期建替え署は未定	態を考慮し、計画どおり推進。
3 3	○第二枚方署(仮称)の整備	・布施署用地について、府水道部からの有償取得(約 11 億
(🛕 6)	過密状況にある枚方署の分署	円)を取り止め、賃借(平年ベース約 2,800 万円)とする。
H22 効果額	H20 基本設計、H21 実施設計、H22~24 工事	・交番の整備等は、全庁方針に沿い、平成 20 年度は事業費
3 3	○女性専用留置施設の整備	を2割縮減する。
(▲ 6)	過密収容が慢性化している留置施設の拡充	
	H19 基本・実施設計、H20~21 工事	3 実施時期
	○交番(全 609 箇所)の計画的な建替え等	平成 20 年度(平成 21 年度以降の取扱いは改めて判断)
	毎年、計画的に 10 箇所前後を建替え	
※()は一般財源		

予算額等	現状	見 直 し 内 容 【府案】
予 算 H20 通年見込額 7,696 (7,696) H20 本格予算見込額 7,306 (7,306) 効果見込額 H20 効果額 390 (390) H21 効果額 620	1 事業目的 標準法に基づく教職員定数とは別に、教職員○Bの 非常勤職員を学校現場に配置。 2 事業内容 ○特別嘱託員・若年特別嘱託員〔②通年7,056百万円〕 (非常勤報酬:特嘱月151千円、若特月215千円) :週30H勤務、2,359人 ・H15以降の任用者は授業(8H)を担当 ・学校現場における教育諸課題への対応 (生徒指導、いじめ、不登校、障がい児、帰国 子女、地域連携など) ※・17年度末で制度廃止(知事部局・警察と共通制度)。 ・現在は、17年度までに雇用したもののみ。 ・雇用期間は1年だが、勤務成績が良好であると認め られる者は、若特は満60歳(特嘱は満63歳)に達 する日の属する年度の末日までを限度として更新を 繰り返すことができる。	1 見直しの考え方 ・学校現場における教育諸課題に対しては、基本的に標準法定数に基づく教職員で対応。 ・授業を担当しない教育専門員の制度は廃止。 2 見直し内容 ○特別嘱託員・若年特別嘱託員 ・単価について、6%縮減 ・特別嘱託員・若年特別嘱託員の授業への一層の活用を検討 ○教育専門員 ・単価について、6%縮減 ・制度廃止(新規任用しない)
(620) <u>H22効果額</u> 789 (789) ※()は一般財源	 ○教育専門員〔②通年 640 百万円〕 (非常勤報酬:月 101 千円) :週20 H勤務、432人 ・学校現場における教育諸課題への対応 ・授業は担当せず ※・教育委員会の独自の制度。 ・雇用期間は1年だが、勤務成績が良好であると認められる者は、満63歳に達する日の属する年度の末日までを限度として更新を繰り返すことができる。 3 事業開始年度 特別嘱託員 :昭和53~平成17年度 若年特別嘱託員 :平成9~17年度 教育専門員 :平成18年度~ 	3 実施時期 ○特別嘱託員・若年特別嘱託員:平成 20 年 8 月 ○教育専門員:平成 20 年 8 月 (単価縮減) 平成 21 年 4 月 (新規任用しない)

予算額等	現状	見 直 し 内 容 【府案】
予算	1 事業目的	1 見直しの考え方
H20 通年見込額	・教職員定数とは別に、業務代替や各校種の特殊事情に	・時間講師は、事業総量抑制の観点から、縮減。
5, 614	応じて非常勤の時間講師を配置 ・府立学校における教務事務等の補助のため、非常勤補	・定数代替等は、標準法を超過していた定数を削減
(5, 614)	助員等を雇用	した代替措置などであり、今後の校務の効率化等
H20 本格予算見込額		を検討し見直し。
5, 131	2 事業内容 ○時間講師〔⑳通年 4, 375百万円〕	
(5, 131)	(報酬:月9,900円/H・週十通勤加算)	2 見直し内容
効果見込額	…校種に概ね共通する配置理由	○時間講師
H20 効果額	初任者研修代替、教科調整、体育実技軽減、クラブ活動	・単価の見直しや効率的な執行により、20%縮減
4 8 4	高齢者部分休業・育児短時間代替、首席授業軽減(内訳)	(平成 20 年度は 10%縮減)
(484)	・小学校 ②通年 4,639H (特嘱活用▲4,313H含む)	※活用目的は時間数総量の中で優先順位付け。
H21 効果額	・中学校 ②通年 5,339H (特嘱活用▲3,228H含む)	○教務事務補助員等
1, 968	: 進路指導対応、夜間学級、免許外担任解消等 ・高 校 ②通年 13,668H (特嘱活用▲ 374H含む)	・平成 20 年度 単価の縮減に加え、10%縮減し、
(1, 968)	: 生徒指導、障がい者対策、専門科・選択制対応等	20 年度末で廃止。(除く病休代替等)
<u>H22 効果額</u>	・特別支援 ②通年 4,409H (特嘱活用▲ 310H含む) : 医療的ケア (看護師)、特別教科 (医師)等	・校務員削減代替は、平成 20 年度 10%縮減し、
1, 968	・高 専 ②通年 266H	21 年 4 月で一般管理費と統合。
(1, 968)	○教務事務補助員等〔②通年 1,239百万円〕	3 実施時期
	<u>(賃金職員・役務費:日額5,410円他)</u> ・テスト用紙印刷など教務事務の補助	○時間講師 平成 20 年 8 月 (10%縮減)
	・実習助手や校務員など定数削減の代替	平成 21 年度 (20% 縮減)
		○教務事務補助員等
	3 事業開始年度 ○時間講師:一	平成 20 年 8 月(単価の縮減に加え、10%縮減)
	○ ○ 时间講師:	平成 21 年 3 月末 (全廃)
※()は一般財源		

【主要核	於計事業38)	】35人	学級編	<u>制</u>							(単位:百万円)
予:	算額等				現	状					見 直 し 内 容 【府案】
予	算	1 事業目的							1	見直しの考え方・内容	
H20 通年	三見込額	小	学校 1 ·	2年生り	は、学校	生活の基	基礎を第	きくべき	時期であ	,	小学校1・2年生において 35 人を基準とした
3,	0 4 8	り、	基本的な	生活習慣	貫や学習	習慣を身	身に付け	けさせる	ため、35	少。	人数学級編制を行うこととするが、平成 21 年
(3,	0 4 8)	人学	級編制を	行い、当	戸級の担	任や友達	屋との好	子ましい	人間関係	度	以降、国加配定数の活用により、単独加配 371
H20 本格	予算見込額	のも	とで学級	の機能	を活かし	たきめ紀	細かな打	指導を行	う。	人	の削減(縮減)を行い府負担の軽減を図ると
3,	0 4 8									٤	もに、学習集団としての適正規模の確保につ
(3,	0 4 8)	2 事	業内容							い	て検討する。
効果見ど	└額										
<u>H20 効果</u>	- 2額		学 如 绰	生 1 甘 淮		実績	及び見	込み		2	実施時期
	0	年度	学級編制基準			平成 21 年度~					
(0)		1 学年	2 学年	1 学年	2 学年	計	国定数	府単独		
H21 効果	碧	H16	38	40	97	_	97	45	52		
	未定	H17	38	38	98	121	219	148	71		
(未定)	H18	35	38	265	99	364	158	206		
<u>H22 効果</u>	<u> </u>	H19	35	35	283	269	552	178	374		
	未定	H20	35	35	284	265	549	178	371		
(未定)	*	①40 人=	⇒35 人で	増となる	るクラス	数×1:	名の教員	を増員		
* 金額は	単独加配教員	②国定数は、指導方法等改善の国加配定数を活用				用					
	費を記載										
		3 事	業開始年	度							
		平	成 16 年	度から 1	9年度の	4年間	で 38 人	.学級編5	制から 35		
		人	学級編制	へと段	階的に移	行					
ж () N	は一般財源										

人件費の抑制

- 〇 府職員の給料水準は、既に全国最低レベルとなっているが、「収入の範囲内で予算を組む」という原則を徹底し、財政健全化団体にならないよう、これまでの取組みを継続することに加え、新たな人件費抑制に取り組む。
- また、今後、人事制度の再構築に取組むこととし、下記2の「給与等制度の見直し」を先行して実施する。

《新たな人件費抑制の取組み》

1 給与のカット等

項目	内容	上段: H20取組額 <下段:通年取組額>
給料の月額のカット	・全職員を対象に、給料の月額を時限的にカット【H20.8~H23.3】 知事30%、副知事20%、教育長・水道企業管理者18%、 指定職16%、部長級14%、その他管理職12%、管理職以外10~4%	2 0 9 <3 1 4>
退職手当の減額	・退職手当の支給額を減額【H20.8~当分の間】 知事50%(条例制定済)、副知事20%、教育長・水道企業管理者15%、 指定職10%、その他一般職5%	5 4 < 5 4 >

(単位:億円、一般財源ベース)

^{*}給料の月額のカットにより、ラスパイレス指数は、H19.4月97.0 (全都道府県42位) → 概ね89 (最下位) となる見込み。

2 給与等制度の見直し

(単位:億円、一般財源ベース)

項目	内容	上段:H20取組額 <下段:通年取組額>
早期勧奨退職制度の見直し	·50 歳~54 歳までの年齢による退職勧奨の廃止及びこれに係る加算措置の廃止【H20.8~】	2 6 < 2 6 >
住居手当(持家分)の見直し	・持家に係る手当(現行 4,600 円)について、新築・購入後 5 年間に 限り 2,500 円を支給【H20.8~】	1 1 <16>
通勤手当(交通用具)の見直し	・自転車等の利用に係る手当額等の見直し【H20.10~】	1 <1>
旅費制度の見直し	・日当、旅行雑費の廃止、指定職等のグリーン車料金の廃止、宿泊料の減額 等【H20.8~】	1 2 <18>

3 その他の見直し

(単位:億円、一般財源ベース)

項目	内容	上段:H20取組額 <下段:通年取組額>
互助会等補助金の全額削減	・互助会等補助金の全額削減【H20年度当初から先行実施】	1 7 < 1 7 >
非常勤職員の雇用単価の見直し等	・一般職の給料の月額のカット率に準じた改定等(6~4%)【H20.8~】	1 5 < 2 7 >

ボナーナン	_	= 1 (1 - 2)	3 4 5
新たな人件費抑制の取組み	=	āT (1∼3)	<473>

≪参考≫ 既に実施中の人件費抑制の取組み

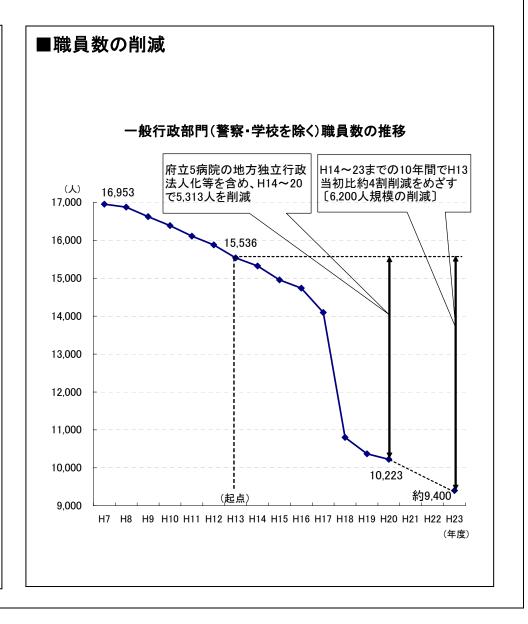
(単位:億円)

項目	内容	H 2 O 取組額 (一般財源ベース)
ボーナスのカット	・期末・勤勉手当等の支給額を時限的にカット 知事 30%、副知事 15%、その他特別職 10%、 指定職 10%、管理職 6%、管理職以外 4%	6 9
管理職手当のカット	・管理職手当の支給額を時限的に 5%カット	2
	合 計	7 1

《これまでの取組み》

■給与水準(ラスパイレス指数の推移等) 給与水準(国を100とするラスパイレス指数)の推移 106 105 104 103 102 101 全都道府県99.6 100 国=100 98 大阪府97 H10 H11 H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 (全国42位) ___ 人勧完全実施見送り 2年間昇給ストップ プラス勧告に対する引下げ、据置き 給与構造改革実施 4年間特別昇給ストップ 《その他手当等の削減》 ・管理職手当カット(H9~△5%) 特殊勤務手当の見直し ·ボーナスの支給月数の引下げ(⑩5.25→⑩4.5月(△14.3%)) ・ボーナスカット(H17~△10~4%) ·退職手当水準の引下げ(H16.1~△5.5%)

・退職時特別昇給の廃止(H16~) など



歳入の確保

- 〇 財政再建を果たすためには、徹底した歳出削減を行うこととあわせ、府自らの歳入確保努力が必要であり、 さらなる府有資産の売却や有効活用などに取り組む。
- さらに、1,100億円の改革効果額を達成するため、必要最小限の退職手当債を発行する。

(単位:億円)

項	目	内容	H 2 O 取組額
府有財産の売却の	の上積み	廃川・廃道敷地、低・未利用財産、用途廃止した職員宿舎、府営住宅の建替により 処分可能となった用地等についてさらに売却を促進する。	151 ※1(うち府営住宅基金77)
市町村施設整備	貸付金の	民間資金への借換により市町村の高金利負担を軽減するとともに、府において一定 規模の歳入を確保するため、同貸付金の繰上償還を実施する。(貸付利率4%以上を 対象)	(注) 200 (100)
基金の活用		公共施設等整備基金や府営住宅整備基金など各種基金をさらに取り崩し、財源とし て活用する。	4 6
出資法人からの	歳入確保	法人の自立化を図る観点から、出資法人に対する貸付金の繰上償還や財産売却の実施、株式配当の増額要請などを行う。	4 O ※2(うち減債基金17)
自動販売機設置 公募の実施	にかかる	財産の有効活用の観点から、自動販売機設置業者の選定を原則公募とし、使用料の 額を応募者からの提案価格とすることで増収につなげる。 公募対象については、府営公園、府営住宅への拡大を検討する。	5
合 計	+		4 4 2 (3 4 2) (うち基金積立9 4)

※1:府営住宅用地を売却した場合、府営住宅整備基金への積立てが必要なため、その額を内数で記載。

※2:財源が起債のため、減債基金への積立てが必要な額を内数で記載。

(注) 繰上償還収入のうち一定額(100億円程度)は減債基金への積立てが生じる可能性あるため、() 内の数字は積立てを行った場合の数値。

一般財源ベース効果額 348(248)

(単位:億円)

項目	内容	H 2 O 取組額
退職手当債の発行	退職手当を支払う財源の一部として府債(退職手当債)を発行し、財政負担の平準 化を図る。	(注) 85 (185)

(注)())内の数字は、市町村施設整備貸付金の繰上償還収入のうち一定額(100億円程度)を減債基金に積立てた場合に発行が必要となる数値。

《今後取り組むもの》

項目	内容
行政財産使用料·普通財 産貸付料の減免見直し	関係団体等に貸し付け等を行っている財産の減免について、その必要性を再精査し必要な見直しを行う。
使用料・手数料の見直し	使用料・手数料全般について、情勢変化等を踏まえた料金設定の点検・見直しを実施する。
債権回収の強化	「債権管理適正化指針」に基づき、各部局において個々の債権の状況について点検を行い、回収を一層推進する。

出 資 法 人

出資法人

基本的な視点

- 〇出資法人が行っているすべての事業について、改めてその必要性・効果を検証し、出資法人のあり方を見直す
- O民間、NPOの活動領域が広がっていることを踏まえ、出資法人のあり方を見直す
- 〇行政責任の所在を明確にするため、府と出資法人の関係を抜本的に見直す

出資法人見直しの基準

- 1. 法人が行う事業について、必要性、効率性、効果性を点検する その結果、不要となった法人については廃止する 府の施策を代替している法人で、収入の大半が府からの補助金・委託料である法人は、法人を活用するメリットが明確なもの以外は、 法人を廃止する
 - ※府と出資法人の関係が府民の目から見てわかりにくいこと、法人事業が府議会からのチェックを受けにくいことなどからこれらの法人 は廃止する
- 2. 類似の事業を行っている法人については、事業精査後、統合する
- 3. 法人が行っている事業で民営化可能なものは民営化する(法人株式の売却が可能な場合は売却を進める)
- 4. 一定の自己収入を有する法人については、府の財政的・人的関与を最小限に抑制し、自立化を促進する
 - ・運営補助は原則廃止(国庫補助等にともなう府負担分や会費等の支出は除く)
 - ・府の委託事業については、原則、市場化テストを実施
 - ・府職員は法人からの要請に基づき、必要最小限の者のみ派遣

出資法人見直しにあたっての共通課題

- ○大阪市、経済界など他の出資者との調整
- 〇プロパー職員の問題

出資法人の方向性(法人数44法人)

※下線は、H19.8 の総点検で見直しとした法人

※大阪府下水道技術センター、泉大津港湾都市は、既に解散しているため、PT 試案の法人数(46法人)から除いている

	〈廃止等〉		武衆の法人数(40法人)から呼いている
見直し	・法人が行う事業を見直した結果、廃止又は撤退する法人 ・府の施策を代替している法人で、事業精 査後、事業を府で実施し、廃止する法人 【5法人】		【廃止】大阪生涯職業教育振興協会 大阪府水道サービス公社 【抜本的見直し】大阪府国際交流財団 大阪国際児童文学館 【撤退】アジア・太平洋人権情報センター
23	<統合> 類似の事業を行う他の法人と統合する 法人 【4法人】		大阪国際ビジネス振興協会 大阪同学ジネス振興協会 大阪府タウン管理財団
法人	< < く 民営化 >	V	
	事業を民営化する法人(株式売却も含む) 【5法人】		大阪府マリーナ協会 大阪府食品流通センター 大阪鶴見フラワーセンター 大阪 府都市開発 大阪外環状鉄道
\bigcup	<自立化>		
	一定の自己収入を有する法人で、府の財政 的・人的関与を最小限に抑制し、自立化を 促す法人 【18法人】		大阪府男女共同参画推進財団 大阪府青少年活動財団 大阪府総合福祉協会 <u>大阪</u> <u>府障害者福祉事業団</u> 大阪繊維リソースセンター 大阪労働協会 <u>大阪府職業能力</u> <u>開発協会 大阪府公園協会 大阪府スポーツ・教育振興財団</u>
指定出資法	うち出資比率が25%を超えるため指定出資 法人として残る法人【9法人】		大阪国際会議場 大阪府地域福祉推進財団 大阪産業振興機構 千里ライフサイエ ンス振興財団 大阪府みどり公社 大阪高速鉄道 堺泉北埠頭 大阪府都市整備推 進センター 大阪府文化財センター
<i>达</i> 人			
20 法人	存続する法人 【11法人】		大阪国際平和センター 大阪府文化振興財団(条件付き) 大阪府育英会 大阪府保健医療財団 大阪府中小企業信用保証協会 西成労働福祉センター 大阪府漁業振興基金 大阪体育協会 (三公社)大阪府道路公社 大阪府土地開発公社 大阪府住宅供給公社
	※ 引き続き調整を行う法人【1法人】		大阪 21 世紀協会

部局	法 人 名	方 向 性	効果額(一般財源)	考 え 方
政策	(財)大阪国際平和 センター	○存 続 ・府派遣職員は必要最小限とし、民間活用等により運営コストを抑制 ・特別展及び企画事業への補助は中止	H20 0.3 億円 H21 0.5 億円 H22 0.5 億円	・戦争の悲惨さを次の世代に伝え、平和の尊さを訴えるという法人事業の必要性は高い ・法人は、府市協調で平和施策を実施するための事業主体である・今後は、常設展示を中心に、府民から寄贈された収蔵品の活用を図り、平和の情報発信に努める
企 画 部	(財)アジア・太平洋 人権情報センター	○撤退(20年度)・法人への補助金を廃止・府派遣職員は引上げ	H20 0.04 億円 H21 0.56 億円 H22 0.56 億円	・研究成果に対しては、国際的に一定の評価を得ているが、府民・企業に対して研究成果が十分に還元されておらず、府が法人運営に関与する必要性は高くないため撤退する
生活文	(財)大阪府文化振 興財団	○存 続(条件付き) ・さらなる経費節減や収入確保に取り組み、法 人への補助金を縮減 ・府民のオーケストラとして、府民からの支援ス キームを構築	H20 0億円 H21 一 H22 一	・法人の持続可能な経営を確保するといった観点から、依頼公演の確保や料金の改定、経費の削減など、法人として一層の経営努力をを図る ・府民に根付いたオーケストラとして存続が可能となるよう、府民からの支援スキームを構築 ・法人の経営努力や府民からの支援の状況を踏まえ、20年度中に 今後の府の支援を判断していく
化部	(財)大阪府男女共 同参画推進財団	○自立化(21年度~) ・府の男女共同参画施策の実施体制を見直す ・府派遣職員は引上げ ・事業収入の確保を図り、法人への運営補助金 は廃止	H20 1.5 億円 H21 1.3 億円 H22 1.3 億円	・事業実施体制の透明化・簡素化を図る観点から、府、法人、NPOの関係を整理 ・府の委託事業については、市場化テスト等を実施 ・市町村・大学・民間事業者等からの講座事業の受託やNPO等とのイベント共催などにより事業収入を確保し、府からの運営補助金は廃止

部局	法人名	方 向 性	効果額(一般財源)	考 え 方
	(財)大阪府青少年 活動財団	○自立化 (23年度~) ・事業の精査を行い、必要な事業は府が直接実施 ・府の財政的・人的関与をなくし、法人の自立化を図る ・市の野外活動施設の指定管理期間等終了後の23年度から自立化	H20 H21	1.4 億円 2.3 億円 2.3 億円	・人材育成事業等は、民間で実施されているものもあり、府が関与する必要性は低い ・自立支援事業等は、運営方法を精査の上、必要な事業については 府が実施 ・法人がこれまで培った人材育成等のノウハウを活かして事業収入 を確保することにより、府からの財政的・人的関与を受けることのな い独立した法人運営に転換する
生活文化	(財)大阪21世紀協 会	○引き続き調整・法人事業の必要性及び実施手法について抜本的に精査	H20 H21 H22	- -	・御堂筋パレードへの参画を見直し、他の事業についても必要性等を精査 ・オール大阪として必要な事業やその実施手法について、市や経済 界と協議・調整の上、21年度以降のあり方を検討
部	(財)大阪府マリー ナ協会	○民営化(20年度中)・民間事業者等から出えんを募り、民間主導の 法人経営に転換または民間事業者へ事業を譲 渡	H20 H21 H22		・民間でも同種の事業を行っており、府が法人を主導する必要性は低い
	(財)大阪府育英会	<u>○存 続</u> ・債権回収の民間活用を促進	H20 H21 H22	0.2 億円 0.3 億円 0.3 億円	・経済的な理由により修学が困難な生徒に学資の貸付等を行う法人事業を継続・滞納額の増大など課題を抱えており、償還率改善に関する対策が必要

部局	法人名	方 向 性	効果額(一般財源	き え 方
にぎ	(財)大阪府国際交 流財団	○抜本的見直し・必要な事業は府で実施・基本財産の府への寄付を求める・府派遣職員の見直し	H20 — H21 — H22 —	 ・府が出えんした資金のうち、府で事業展開するために必要な財源相当額の寄付を求める ・法人事業は、残余財産、寄付金、会費、受託事業収入等の範囲内で実施 ・府派遣職員を見直し、より自立的な運営を図る
わい創造部	(株)大阪国際会議 場	○存 続・一層の運営の効率化等により、府への利益還元額の増額を求める・府派遣職員の見直し	H20 — H21 — H22 —	・黒字経営が続いており、利益分を将来の設備更新費等に充てる仕組みが必要
	(社)大阪国際ビジネス振興協会	<u>○統 合(20年度)</u> ・産業振興機構と統合(H20.8 予定)	H20 0.2 億円 H21 0.6 億円 H22 0.8 億円	・国内外を通じた販路開拓事業を効果的・効率的に実施するため産業振興機構と統合
健康福祉部	(財)大阪府地域福 祉推進財団	○存 続 ・介護サービス事業者・利用者を対象とした自 主事業を中心に事業を実施 ・府派遣職員は段階的に引上げ	H20 0.8 億円 H21 3.0 億円 H22 3.0 億円	廃止

部局	法 人 名	方 向 性	効果額(一般財源)	考え方
	(財)大阪府保健医 療財団	○存 続 ・健康科学センターの機能重点化(フィットネス・ 展示施設の廃止、健診事業の内容精査) ・(財)大阪がん予防検診センターと統合	H20 0.9 億円 H21 1.5 億円 H22 1.5 億円	
健康福祉	(財)大阪がん予防 検診センター	○統 合(21年度中) - 法人がその専門性を生かして実施すべき検診領域を精査の上、事業を実施 - 新公益法人制度(H20.12.1 施行)に伴う特例 民法法人に移行後、(財)大阪府保健医療財団 と統合	H20 0.2 億円 H21 0.8 億円 H22 0.8 億円	・市町村のがん検診について、民間機関等で実施可能なものは民間に委ねる ・府民のがん検診受診率向上や検診精度向上の観点から、必要な事業を精査の上、継続 ・がん、生活習慣病の予防・健診の総合的なサービス提供体制を整備し、効果的・効率的に事業を実施するため、(財)大阪府保健医療財団と統合
部	(福)大阪府総合福 祉協会	○自立化(22年度~) ・社会福祉事業を自ら実施することで、自主財源を確保し、法人を運営 ・府の運営補助金は廃止 ・府派遣職員は引上げ ・社会福祉事業の指定申請等の手続きを経て自立化	H20 0.2 億円 H21 2.0 億円 H22 2.0 億円	・福祉と人権の視点に立って、これまで福祉制度の隙間にある社会的援護を要する人々への支援を通じ培ってきた法人のノウハウやネットワークを活かし、社会福祉事業(自主事業)を拡充・展開・これにより自主財源を確保し、府の関与のない独立した社会福祉法人としての運営へ転換を図る・府からの委託事業は精査の上、市場化テストを実施
	(福)大阪府障害者 福祉事業団	○自立化・経営基盤の安定化を図りつつ、自立民営化・府派遣職員等の段階的引上げ	H20 3.0 億円 H21 3.8 億円 H22 1.4 億円	・今後の国制度改正の状況も踏まえた上で、知的障がい者(児)福祉のセーフティネットとしての機能を維持しつつ、金剛コロニーの再編整備計画に基づき、着実に自立・民営化を進める

部局	法 人 名	方 向 性	効果額(一般財源)	考 え 方
	(財)大阪産業振興 機構	○存 続 ・府と連携した販路開拓事業を中心に展開 ・(社)大阪国際ビジネス振興協会と統合し、海 外販路開拓事業も実施 ・(財)大阪府産業基盤整備協会と統合	H20 2.0 億円 H21 2.7 億円 H22 2.7 億円	・法人の自主事業である展示場運営に加えて、クリエイション・コア 東大阪を中心としたものづくり支援(技術支援等)、これまで実施して きた資金支援事業に係る支援先企業のフォローアップ、小規模事業 者への設備貸与、国の法令等に基づき実施している下請け取引あ っせん等を実施 ・さらに、(社)大阪国際ビジネス振興協会との統合により、海外販路 開拓も含めて、これまでの事業で培ったノウハウを活かし、ものづく り企業の販路開拓事業を府と連携して実施 ・類似事業を行う(財)大阪府産業基盤整備協会との統合を検討
商	(財)大阪府産業基 盤整備協会	<u>○統 合</u> ・(財)大阪産業振興機構と統合	H20 0.01 億円 H21 0.01 億円 H22 0.01 億円	・府貸付金の返済が長期に及ぶことから、事業の効率化と法人運営 の体制強化を図るため、類似事業を行う(財)大阪産業振興機構と の統合を検討
工労働部	(財)千里ライフサイ エンス振興財団	<u>〇存 続</u> ・府派遣職員は必要最小限とする	H20 0.9 億円 H21 1.0 億円 H22 1.0 億円	・基本財産運用益等、自主財源によって運営されており、自立性が高い ・府の財政支出は国プロジェクト(知的クラスター)に伴うものだけである ・国プロジェクトの円滑な運営と財政面での効率性を勘案し、府派遣職員の見直し等を実施
	(株)大阪繊維リソ ースセンター	○自立化 (21年度~) ・府派遣職員の引上げ等を行う ・貸付金の確実な償還を求める	H20 0.09 億円 H21 0.13 億円 H22 0.13 億円	・国等からの補助・委託や事業収入等、自主財源によって運営されており、自立性が高い ・役員等に民間人材を登用して法人の運営を行っており、府の出資 比率も低い ・府派遣職員の引上げ等を行い、自立化を促進
	大阪府中小企業信 用保証協会	<u>○存 続</u> ・経営のより一層の安定化の維持	H20 — H21 — H22 —	・信用保証協会法に基づき中小企業者に対する金融の安定化を担う法人 ・平成 18 年度単年度の黒字化を達成したところであるが、引き続き 単年度黒字を維持

部局	法 人 名	方 向 性	効果額(一般財源)	考 え 方
	(財)大阪労働協会	〇自立化 (21年度~) ・府委託事業の見直しと市場化テストの実施 ・府委託事業に係る府派遣職員の引上げや、 府 OB 役員の見直し	H20 0.4 億円 H21 0.6 億円 H22 0.6 億円	・府委託事業を見直すとともに、大阪労働大学講座は民間等でも実施可能なことから市場化テストを実施 ・府の出えんがないことから、人的関与を見直した上で、自立化を促す
商工	(財)西成労働福祉 センター	<u>○存続</u> ・効率的な事業実施	H20 0.3 億円 H21 0.4 億円 H22 0.4 億円	・あいりん地区において府が担うべき日雇労働者対策の実施機関と しての機能を果たす法人 ・今後の定年退職者の状況も踏まえ、効率的な組織運営を図る
労 働 部	大阪府職業能力開 発協会	<u>○自立化 (21年度~)</u> ・府 OB 役員の見直し	H20 — H21 — H22 —	・法人に対する府の出えんはない ・府の人的関与を見直し、民間との連携を図るための組織体制の整 備などを図り、自立化する
	(財)大阪生涯職業 教育振興協会	<u>〇廃 止(20年度)</u>	H20 0.2 億円 H21 0.7 億円 H22 0.7 億円	・法人が現在行なっている事業の多くは民間が実施しているものであり、府が積極的に関与する必要性は少ない ・府の関与なしで法人を存続させることは困難であることから廃止 ・21年度以降の大阪地域職業訓練センターの管理運営手法及び就 職困難者に対する事業について、検討を進める
環境農林水産部	(財)大阪府みどり 公社	○存 続・農地保有合理化法人として条例に基づく事業を実施・府派遣職員の見直し	H20 0.4 億円 H21 0.6 億円 H22 0.6 億円	・府内唯一の府全体をカバーする農地保有合理化法人として、「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づく事業を実施しており、農地の賃貸借契約が発生するなど事業の推進において必要性が認められることから、法人は存続・地球温暖化防止活動事業は、温暖化防止に向けて必要な事業を代替できるNPO等が育つまでの間は継続して実施・法人の自立性を高める観点から、府派遣職員の見直しなど府の関与のあり方を検討

部局	法 人 名	方 向 性	効果額(一般財源)	考 え 方
環境農林水産部	(株)大阪府食品流 通センター	○民営化 (21年度中) ・加工食品卸売団地としての機能維持を条件に 府所有の株式を売却 ・他の株主との調整や引き続き売却先の選定を 進め、21年度中を目途に民営化	H20 — H21 — H22 —	・加工食品卸売団地の機能維持や活性化を図ることを条件として、 民間のノウハウや資金の導入を図る
	(財)大阪府漁業振 興基金	<u>〇存 続</u>	H20 — H21 — H22 —	・関空漁業補償スキームの一環として設立された法人であり、府からの財政支出はない
	(株)大阪鶴見フラ ワーセンター	○民営化・累積赤字が解消した後に府所有の株式を売却	H20 — H21 — H22 —	・全国的にも花き市場の多くは民間により運営されており、経営が安定した時点で民間主導による運営を図る
都市整備部	大阪高速鉄道(株)	<u>〇存 続</u> ・民営化の可能性について検討	H20 — H21 — H22 —	・国庫補助を活用し、モノレール建設事業をすすめるには、出資比率51%以上の第3セクターであることが必要・自立化を進める観点から、府貸付金の繰上償還や貸付用地の有償化を行う・専門家の意見を求めつつ、民営化の可能性について20年度中に検討
	大阪府道路公社	<u>〇存</u> 続	H20 — H21 — H22 —	・道路の将来交通量予測に基づく収支予測では、料金徴収期間終 了後の収支が赤字となる路線が複数存在する ・今後とも、利用促進に取り組むとともに、最新の将来交通量予測に 基づき、路線毎の収支見通しを精査の上、料金徴収期間の延長等 の収支改善策を進め、府に対する出資金の返還を確実なものとする

部局	法 人 名	方 向 性	効果額(一般財源)	考え方
都市整備部	(財)大阪府公園協 会	○自立化 (21年度~) ・府派遣職員や府OB役員の引上げ、基本財産 の積増しなどにより自立化	H20 1.6 億円 H21 2.8 億円 H22 2.8 億円	・民間とより対等な立場で競争を行うという観点から、府派遣職員等 の引上げや基本財産の積増しなどにより自立化を図る ・公益法人制度改革に基づき、一般財団法人に移行する
	大阪府土地開発公 社	○存 続	H20 2.2 億円 H21 0 億円 H22 0 億円	・公社が先行取得し長期保有している用地の計画的な縮減に努め、 その解消が見込まれる時点(平成34年頃)で、公社のあり方を再検 討する ・公社が行う用地取得業務の組織体制等については、厳しい財政状 況の下での府の用地新規取得予算の規模等を考慮の上、引き続き 効率化を図る
	堺泉北埠頭(株)	○存 続 ・国庫補助制度の利用による事業費の抑制 ・使用料の引上げや配当アップなど府への収益 還元を行う	H20 — H21 — H22 —	・公共上屋(倉庫)等施設整備の国庫補助金が3セクに限定されているため、法人の廃止は事業費の増大につながる ・黒字経営を続けていることから、施設使用料の引上げなど法人収益の府への還元を図る
	大 阪 府 都 市 開 発 (株)	<u>○民営化</u> ・当面、配当アップを要請 ・府保有株式を一部売却	H20 — H21 — H22 —	・民間経営ノウハウを活用する観点から、専門家の意見を求めつつ、外部の人材の積極的な登用や同社の経営強化・株式売却を含めた資本政策について検討し、民営化を図る(22 年度目途)・府へのさらなる利益還元を図るため、配当アップを会社に対して要請する
	大阪外環状鉄道 (株)	○民営化(事業完了後)・事業完了後、株式の一部民間売却・府派遣職員についてもその時点で引上げ	H20 — H21 — H22 —	・国土交通省の補助事業のため、出資金等の資金手当てや事業推進における国等との協議調整など、建設事業期間中は府の関与は不可欠 ・事業完了後は府が主導的役割を担う必要性が少なく、他の株主と協議し株式の一部売却に努めるなど、民営化を図る

部局	法 人 名	方 向 性	効果額(一般財源)	考え方
住宅まちづくり部	大阪府住宅供給公 社	<u>〇存</u> 続	H20 6.2 億円 H21 6.6 億円 H22 6.6 億円	・多額の債務を抱えていることから、建替計画の見直しや人件費削減等の取組により、計画的に債務の縮減を図り、経営改善を進めるとともに、人的・財政的な府の関与を段階的に軽減し、自立化をめざす
	(財)大阪府都市整 備推進センター	○存 続 ・運営補助金の廃止 ・駐車場事業の民間開放を踏まえた業務運営 ・(財)大阪府タウン管理財団と統合	H20 0.05 億円 H21 0.6 億円 H22 0.6 億円	・都市整備事業は、民間の動向、市町村のニーズを見極め採算性向上、独立採算を目指す ・まちづくり事業は、人件費補助を見直す ・駐車場事業は、許可基準の変更による民間開放を踏まえた業務運営を行う
	(財)大阪府タウン管理財団	○統 合(23年度中) ・保有資産の早期処分 ・主要な資産処分後の23年度中を目途に(財) 大阪府都市整備推進センターと統合	H20 — H21 — H22 —	・賃貸施設運営や駐車場運営など、民間事業者等と競合するものが 多いため、保有資産の早期処分など事業縮小に努める ・霊園事業や土地信託事業等、残事業を適切に継続するため、都市 整備推進センターと統合
水道部	(財)大阪府水道サ ービス公社	○廃 止(20年度) ・事業実施方法を精査の上、公共でないと実施 できないものは府で実施	H20 — H21 — H22 —	・テニスコートの設置運営など民間で実施可能な事業は、民間開放を進める ・水道施設の更新・補修に関する設計・積算関係業務や工事施工業者に対する監督業務など、民間で実施することが困難なものは、精査の上、府で実施し、法人は廃止
教育委員会	(財)大阪国際児童 文学館	○抜本的見直し(21年度中)・必要な事業は府で実施・府からの委託は廃止・府派遣職員は引上げ・施設の移転が完了する21年度中に見直し	H20 0.1 億円 H21 0.2 億円 H22 1.7 億円	・中央図書館に施設の移転完了後の平成22年度以降は、資料の管理など必要な事業は府で実施 ・府からの補助金・委託料などの財政的関与や人的関与を廃止

部局	法 人 名	方 向 性	効果額(一般財源)	考 え 方		
教育委員会	(財)大阪府スポー ツ・教育振興財団	○自立化 (22年度~) ・給食部門は市町村主体の運営として自立化 ・なみはやドームの指定管理からの撤退 ・指定管理については民間事業者との調整が 必要なため22年度から自立化	H20 0 億円 H21 0.02 億円 H22 0.25 億円	・給食部門は市町村等を中心とした事業運営への転換を図り、府の 人的関与等を見直し、自立化を進める ・スポーツ振興事業のうち必要なものは府で実施可能なことから、な みはやドームの指定管理から撤退		
	(財)大阪府文化財 センター	<u>○存 続</u> ・発掘事業については、市場化テストを導入	H20 0.5 億円 H21 0.6 億円 H22 0.5 億円	・国の動向を踏まえ、「大阪府における今後の埋蔵文化財保護体制のあり方」について検討し、基準を策定した上で、市場化テストを導入		
	(財)大阪体育協会	<u>○存 続</u> ・自主財源の確保と運営補助金の抑制	H20 0.2 億円 H21 0.1 億円 H22 0.1 億円	・全国的な組織であり、国体関係事業の実施には法人が必要 ・自主財源の充実を図る観点から、協賛金の確保などに努める		

※効果額は、事務事業見直しによる削減見込み額(法人への補助金、委託料等)を反映

〇補助金・委託料の削減(見込額, 一般財源ベース)

20年度 24. 0億円

21年度 33.6億円

22年度 31.6億円

※ただし、直営化に伴うコストは必要

公 の 施 設

公の施設

〇基本的視点

- (1) 今日的意義に照らして必要な施設かどうか検討する。
- (2) 必要な施設であっても府立施設であることが最も有効かを検討し、社会的に有用な資産として最大限有効活用を図る。
- (3) 多額の府費を投入していることから、施設やサービスの廃止も含め、徹底したコスト縮減を図る。

〇具体的な基準

- (1)他の方法によるサービス提供が可能で、利用状況や今後の維持管理コストを勘案すると維持が困難なもの、機能集約が可能なものは廃止する。
- (2) 地元や利用者関係団体での管理も可能なものは、市町村や民間へ移管したり、市町村や NPO 等との協働による新たな管理 形態を追求する。
- (3)公の施設としての縦割りを排除することや同種の施設を集約することで施設の有用性を高められるものは、多機能化、集約化を図る。
- (4)上記に当てはまらず、存続する施設についても運営を抜本的に見直すほか、徹底したコスト縮減を図る観点から管理経費を見直し、規模の縮小や移転を行う。また、一定の収益が見込めるものは、府への利益還元を高める。
- (5) 加えて、適正な受益と負担となっているかという観点から、使用料の見直しを行う。

〇 公の施設の方向性

(27施設)

1「廃止」を行うもの(6施設)

・泉北考古資料館

・青少年会館

・文化情報センター

・総合青少年野外活動センター

・現代美術センター(新展開により別途検討)

・国際児童文学館

2「民営化」を行うもの(3施設)

・羽衣青少年センター

・青少年海洋センターファミリー棟

・府民牧場

3「地元関係自治体等との協働、連携強化」、「市との共同運営」を行うもの(5施設)

・弥生文化博物館

・近つ飛鳥博物館・花の文化園

・近つ飛鳥風土記の丘

・狭山池博物館・花の文化園

4「集約、多機能化」を行うもの (2施設)

女性総合センター(←青少年会館)

・中央図書館(←国際児童文学館)

5「運営の抜本的見直し」を行うもの(3施設)

・体育会館

臨海スポーツセンター

漕艇センター

6「移転」を行うもの(1施設)

・上方演芸資料館

7「大幅なコスト縮減」等を行うもの(7施設)

・門真スポーツセンター

<u>・国際会議場</u>

・労働センター(←青少年会館)・大型児童館ビッグバン

・青少年海洋センター

・少年自然の家

・中之島図書館

(その他の施設)

「機能縮小」するもの(1施設)

・健康科学センター

公の施設の方向性

区分	番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	管理者	見直しの方向性	実施時期	効果額(一般財源)		理由
	1	弥生文化博物館 (教育委員会、和泉市)	H3	指定	【地元関係自治体等との協働、連携強化】 ・利用者、地域及び地元関係自治体との協働・ 連携により、博物館を支える仕組みや活用策を 検討	可能なものから順次実施	H20 H21 H22	0.25 億円 0.23 億円 0.18 億円	・周辺史跡とあわせて文化財を保存、公開し、当該施設を教育の場として提供・維持していくことが妥当・史跡に追加指定される可能性もあり、開発を伴う民間への売却は困難
1#	2	近つ飛鳥博物館 (教育委員会、河南町)	H6	指定	・積極的な館外事業の展開 ・入館料、使用料の見直し ・上記の取組みの成果を検証し、H21 年度に改	可能なものから順次実施	H20 H21 H22	0.25 億円 0.24 億円 0.20 億円	周辺史跡とあわせて文化財を保存、公開し、当該施 設を教育の場として提供・維持していくことが妥当
物	3	近つ飛鳥風土記の丘 (教育委員会、河南町)	S61	指定	めてあり方を検討 ・風土記の丘については、近つ飛鳥博物館と一体的に管理していく中で、一層のコスト縮減				古墳群として文化財指定され、府有施設として取得 し保存・公開してきた経過から、府による管理が適当
館等	4	泉北考古資料館(教育委員会、堺市)	S45	直営	【廃止・市へ移管】 ・府の施設としては廃止 ・堺市との協議の上、H21 年度中に移管	H21 年度中に 実施	H20 H21 H22	O O 0.04 億円	・須恵器発祥の地である地元市で、管理、保存、公開されるのが望ましい ・施設は S45 年の開設後約 37 年が経過
	5	狭山池博物館 (都市整備部、大阪狭 山市)	H13	直営	【市との共同運営等による有効活用】 ・大阪狭山市との共同運営等による施設の有効活用 ・施設の有料化、開館日の縮小などの経営改善方策による運営の一層の効率化 ・ボランティアとの連携により地域協働を積極的に推進する	可能なものから順次実施	H20 H21 H22	0.25 億円 0.35 億円 0.35 億円	・狭山池は地域協働の拠点であり、府市共同運営と地域の協力のもと活用方策を検討する方が望ましい・開設後約7年しか経過していないため、建物の有効活用策を検討すべき・敷地が河川区域に位置することから民間への売却は困難

区分	番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	管理者	見直しの方向性	実施期	効果	額(一般財材原)	理由
		体育会館 (教育委員会、大阪市)	S62	指定	【運営の抜本的見直し】 ・府のにぎわいづくりの拠点として、「スポーツ	可能なもの から順次実施	H20 H21	0.01 億円 0.01 億円	・立地条件の良さを活かし、府のにぎわいづくりの拠点として活用を図るべき
					の殿堂」から「スポーツとにぎわいの殿堂」へ転 換		H22	0.01 億円	・アマチュアスポーツ大会の一部は、門真スポーツセン ターで開催可能
	6				・コスト縮減方策や収入増加策(使用料の見直				
					し、ネーミングライツの導入、プロアマ利用比率の見直し等)を検討し、府への納付金を増額				
					・上記の取組みの成果を検証し、H21 年度に改				
					めて施設目的も含めあり方を検討				
		門真スポーツセンター	Н8	指定	【大幅なコスト縮減】	可能なもの	H20	0.27 億円	・全国的、国際的規模のスポーツ大会が実施できる施
		(教育委員会、門真市)			・民間のみの運営者への移行	から順次実施	H21	0.37 億円	設 問示(4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,
ス	7				・メインアリーナの仕様転換の見直しなど提供 するサービスを精査		H22	0.37 億円	・開設後約 12 年しか経過していないため、建物の有効 活用策を検討すべき
ポ	′				するり一こへを相互 ・競技団体や地域との協働による運営方策の				^ プロスを検討すいと ・建物規模が大きく、機能を有したままでの民間売却・
Ī					検討				経営は困難
ツ					・使用料の見直しを検討				
施		臨海スポーツセンター	S59	指定	【運営の抜本的見直し】	可能なもの	H20	0.02 億円	・施設は、S47年の開設後約35年が経過しているが、
設		(教育委員会、高石市)			・使用料の見直し等収入増加策や管理費の縮	から順次実施	H21	0.03 億円	スケートリンクは、H18 年に大規模改修を実施したとこ
					減を図る 現実営者 しの割約線 7% の1100 左席からま		H22	0.03 億円	る。こと、なり、なり、は、このは、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに
	8				・現運営者との契約終了後のH23 年度から委託費は支出しない				・スポーツセンターとして、他に同種の施設が整備されている
					・大規模改修(耐震工事等)に要する公費は負				C
					担しない				
		漕艇センター	S44	指定	【運営の抜本的見直し】	可能なもの	H20	0.01 億円	・府内に同種の施設がなく、公園内に立地しており建
		(教育委員会、高石市)			・収入増加策(使用料の見直し等)や競技団体	から順次実施	H21	0.01 億円	物処分が困難
					等による管理によりコスト縮減(提供するサービ		H22	0.01 億円	・施設利用状況を考慮し、競技団体等による管理が妥
	9				スの精査等)を図る ・現運営者との契約終了後のH23 年度から、新				当
					・現連呂有との契約於丁俊のF23 年度から、新 運営者のもとで委託費を大幅に縮減し、H24 年				
					度からは支出しない				

区分	番号	施設名(所管部局、所在地)	開設	管理者	見直しの方向性	実細期	効果額(一般財源)	理由
	10	女性総合センター (生活文化部、大阪市)	H6	指定	【他施設との集約、多機能化】 ・館内配置の見直し等によりスペースを創出。 対象を女性以外にも拡大 ・青少年会館の廃止(H20 年度末予定)による 機能集約施設としての役割を一部担う	H21 年度中に 実施	H20 0.03 億円 H21 0.07 億円 H22 0.07 億円	・開設後約14年しか経過しておらず、建物の有効活用が必要 ・今後の事業等の見直しにより創出されたスペースに 青少年会館等の機能を集約し、施設の有用性を一層 高める
	11	青少年会館 (生活文化部、大阪市)	S44	7.1.7	【廃止・売却】 施設を廃止し、他施設に機能集約。跡地は 売却	H20 年度中に 実施	H20 0.25 億円 H21 0.82 億円 H22 0.82 億円	・市町村等による施設整備がすすみ、府の役割は縮小・老朽化した建物の建替えは財政的には困難・他の府施設(女性総合センター、労働センター等)に機能を集約する
貸	12	羽衣青少年センター (生活文化部、高石市)	H9	指定	【 民営化 】 府の事業を承継する団体に建物を譲渡。譲 渡先がなければ廃止も含めて検討	H21 年度中に 結論	H20 0.14 億円 H21 0.14 億円 H22 0.14 億円	・合築の大阪国際ユースホステルの利用者の多くがセンターを利用しており実質的に一体的施設・府からの事業承継先として、(財)大阪ユースホステル協会と移管協議するのが適当・民営化の検討に一定期間必要(現運営者との契約期間はH22年度末まで)
館施設	13	国際会議場 (にぎわい創造部、大 阪市)	H12	指定	【府への利益還元額の増額】 H20 年度に運営者と協議の上、一層の運営 の効率化等により、府への利益還元額を増額	H21 年度中に 実施	H20 0.07 億円 H21 0.21 億円 H22 0.31 億円	・投資額も大きく、民間ベースで採算に乗せることは困難であるため、売却も難しい ・京阪中之島新線の開通やフェスティバルホール休館の影響などにより、経営環境は今後良好の見通し・運営者である(株)大阪国際会議場は年3億円近い純利益を計上
等	14	労働センター (商工労働部、大阪市)	S53	指定	【運営の一層の効率化】 ・本館・南館の会議室等の更なる利用促進、維持管理経費などの経費節減により一層の効率化を図り、効果の一部について府へ還元を求める ・青少年会館の廃止(H20 年度末予定)による機能集約施設としての役割を一部担う	可能なものから順次実施	H20 — H21 — H22 —	・労働委員会や本庁の課が入居するなど府の庁舎との一体性が強く施設の有用性も高い ・納付金収入もあり、短期的には府の財政負担は少ない ・廃止する青少年会館の一部機能について役割分担 を図る
	15	現代美術センター (生活文化部、大阪市)	S55	指定	【廃止(新展開により別途検討)】 機能を大阪市西区江之子島(旧産業技術総合研究所跡地)に移転する(H23 年度当初予定)とともに、各地の倉庫にある収蔵品を集約化し、経費を節減	H22 年度末 5 実施	H20 0.06 億円 H21 0.17 億円 H22 0.17 億円	・江之子島地区まちづくり事業コンペにおいて、旧産業技術総合研究所旧館を新たにアートセンターとして活用することを決定 ・収蔵庫に係る経費を節減
	16	文化情報センター (生活文化部、大阪市)	S56	直営	【廃止】 ・公の施設としては廃止する ・事業については内容を精査の上、必要な事業を引き続き実施	H20年度中に 実施	H20 0.12 億円 H21 0.51 億円 H22 0.51 億円	・貸館業務を既に廃止 ・資料等の収集・提供は図書館等で代替可能なものあ り

区分	番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	管理者	見直しの方向性	実施時期	効果額(一般財源)		理由
		総合青少年野外活動	S42	指定	【廃止・類似施設に集約化】	H22 年度末こ	H20	0.26 億円	・施設の老朽化(開設後約 40 年が経過)
		センター			・学校行事等の受入れは、少年自然の家、青	実施	H21	0.32 億円	・他に代替施設あり
	17	(生活文化部、能勢町)			少年海洋センターが中心となって担う		H22	0.31 億円	
	17				・廃止後の跡地利用について、関係者と協議す				
					る期間が必要であるため、現運営者との契約				
					終了時のH22 年度末に廃止				
		青少年海洋センター	S50	指定	【運営の一層の効率化】	可能なもの	H20	0.38 億円	・府内に代替施設が見当たらない
宿	18	(生活文化部、岬町)			管理経費の見直し等により運営を一層効率	から順次実施	H21	0.37 億円	・学校行事の受入れ等府として一定の役割あり
泊					化		H22	0.37 億円	
研		青少年海洋センターフ	H6	指定	【民営化】	H22 年度中に	H20	_	・ホテルを府が運営する必要性は低い
修		ァミリー棟			・現状有姿で売却	結論	H21	_	・現状では府収支はプラスだが、将来的には多額の改
施	19	(生活文化部、岬町)			・売却できない場合は廃止も含めて検討		H22	今後精査	修費用等が必要
設									・現運営者との契約期間はH21 年度末までだが、売却
1									先の検討に一定期間必要
		少年自然の家	S60	指定	【運営の一層の効率化】	可能なもの	H20	0.10 億円	学校行事等の受入れ機能として必要(総合青少年
		(教育委員会、貝塚市)			・管理経費、利用料金の見直し等により運営を	から順次実施	H21	0.13 億円	野外活動センターを廃止した場合の受け皿としても必
					一層効率化		H22	0.13 億円	要)
	20				・総合青少年野外活動センターを廃止し、学校				
					行事等の受入れは少年自然の家が中心となっ				
					て担う				

区分	番号	施設名(所管部局、所在地)	開設	管理者	見直しの方向性	実施時期	効果	額(一般財源)	理由
		上方演芸資料館	H8	指定	【他の府有施設等に移転、規模縮小】	H22 年度末ま	H20	0.14 億円	・約5万件の寄贈資料の保存・展示は必要
	0.4	(生活文化部、大阪市)			・展示機能及び演芸ライブラリー機能のみ存続	でに実施	H21	0.18 億円	・現在の場所で、すべての施設機能を維持するには多
	21				・貸主との契約期間であるH22年度末までに移		H22	0.18 億円	額の費用が必要
					転				
		大型児童館ビッグバン	H11	指定	【運営の一層の効率化及び資産の処分・利活	可能なもの	H20	0.06 億円	・所蔵する時代玩具、敷地内の森部分等を今後さらに
	22	(健康福祉部、堺市)			用】	から順次実施	H21	0.31 億円	活用することにより収入増を図る
そ	22				・業務内容の見直しによる管理委託料の削減		H22	0.31 億円	・起債残高・国庫補助金が多額であることから、当面存
					・資産の売却や利活用など収入確保の実施				続するが、引き続き施設のあり方を検討
၈		花の文化園	H2	指定	【地元市町村・NPO等との協働、連携強化】	可能なもの	H20	0.11 億円	・地元南河内地域の市町村、森林組合、民間企業との
		(環境農林水産部、河			・民間企業や地元南河内地域の市町村・NPO・	から順次実施	H21	0.18 億円	運営面における連携強化の余地やNPO・ボランティア
他		内長野市)			ボランティア・森林組合等との協働、連携を強		H22	0.18 億円	等とのさらなる協働などを通じて運営の効率化を見極
	23				化するなど、運営を一層効率化				めることが必要
施					・コスト縮減の状況を踏まえて、改めてあり方を				・市街化調整区域内に位置し、また宮山遺跡もあるた
"-					検討				め、施設の用途変更や開発を伴う民間への売却が困
設									難
		府民牧場	H11	指定	【民営化】	可能なもの	H20	0.05 億円	・動物とのふれあいの場の提供機能としては府が関与
		(環境農林水産部、能			・民間企業や酪農業者等による観光牧場として	から順次実施	H21	0.08 億円	しつづける必要性は低い。ただし、子牛の育成配付や
		勢町)			の経営の受け皿探しを検討	(民営化につ	H22	0.08 億円	畜産に関する学びの場等の公的事業については、府
	24				・民営化できない場合は、民間企業の経営ノウ	いてはH21			の関与の手法も含め検討
					ハウの導入や地元豊能地域の市町・NPO等と	年度中に結			・民営化の検討に一定期間必要(現運営者との契約期
					の協働、連携を強化するなど、運営を一層効率	論			間はH22 年度末まで)
					化				

区分	番号	施設名(所管部局、所在地)	開設	管理者	見直しの方向性	実施時期	効果	額(一般財源)	理由
X	25	国際児童文学館 (教育委員会、吹田市)	S59	指定	【廃止・他施設に移転】 ・関係機関との協議の上、H21年度中に中央図書館への移転を実施し、あわせて運営を一層効率化 ・施設は撤去、もしくは利用について検討	H21 年度中に 実施	H20 H21 H22	0.12 億円 0.17 億円 1.74 億円	・年間入館者数が約65万人の中央図書館の中で事業を実施する方が、多くの府民に提供し得る・中央図書館へ移転することにより、運営の効率化が図れる・おはなし会や読書相談などは、中央図書館の子ども資料室等の場所において提供可能
書館等	26	中央図書館 (教育委員会、東大阪 市)	H8	直営	【他施設との集約化】 ・蔵書の整理や受け入れのための環境整備により、国際児童文学館を移転し、ドーンセンターや文化情報センターなどの図書を集約・施設管理の一層の効率化	H21 年度中に 実施	H20 H21 H22	0.69 億円 0.87 億円 0.87 億円	・中央図書館で受け入れることにより、運営の効率化が図れる ・年間入館者数が約65万人の中央図書館の中で事業を実施する方が、多くの府民に提供し得る ・府立図書館として、市町村立図書館、大学図書館等と連携を強化し、一般図書や専門図書の収集範囲を再整理するなど、今後のあり方の検討が必要
	27	中之島図書館(教育委員会、大阪市)	M37	直営	【運営の一層の効率化】 ・施設管理の一層の効率化 ・蔵書の整理や受け入れのための環境整備により、ドーンセンターや文化情報センターなどの図書を集約	可能なものから順次実施	H20 H21 H22	0.12 億円 0.16 億円 0.16 億円	都心部での立地という利便性を有する府立図書館として、市町村立図書館、大学図書館等と連携を強化し、一般図書や専門図書の収集範囲を再整理するなど、今後のあり方の検討が必要

区分	番号	施設名(所管部局、所在地)	開設	管理者	見直しの方向性	実施期	効果額(一般財源)	理由
その他	28	健康科学センター(健康福祉部、大阪市)	H13	指定	【機能縮小】 ・フィットネス・展示施設の廃止 ・健康づくり技法の研究・開発等の対象分野の 重点化とあわせて、健診事業も内容・規模を精 査	可能なものから順次実施	H20 0.24 億円 H21 0.75 億円 H22 0.75 億円	・府民の健康づくりを支援する観点から、健康づくり技法の研究・開発等の対象分野を重点化、健診事業も内容・規模を精査して実施・フィットネスは、民間等でも実施されており廃止。なお、運動処方の効果検証は民間施設等との連携により実施・展示施設については、インターネット等での情報発信による府民啓発に移行

※ 効果額は、事務事業見直しによる削減見込み額(管理費等)のみ反映

〔効果額(一般財源)合計〕

•H20 年度: 4.00 億円

•H21 年度: 6.68 億円

•H22 年度: 8.29 億円

主要プロジェクト

主要プロジェクトの点検

〇基本的な視点

りんくうタウン、箕面森町(水と緑の健康都市)及び泉佐野コスモポリスの検証結果等を踏まえ、主要プロジェクトについては、事業着手後であっても以下の視点で絶えず点検し、見直す。

- 社会情勢の変化を踏まえた今日的な政策的意義があるかどうか
- 関係者間で適切な責任分担がなされているかどうか
- 需要と採算性の確保が厳しく見極められているかどうか

〇点検の基準

- (1) 府の関与の必要性と範囲
- (2) 適切な需要調査と事業収支の見通し
- (3) 財政状況に応じた徹底的なコスト縮減

主要プロジェクトの点検

番号	プロジェクト概要	府支出 執行済額 (一般財源)	府支出 未執行額 (一般排源)	進步伏況(H19末時点)	点検の結果
1	集直森町(水と緑の健康都市) 事業主体:大阪府 事業費:約985億円 <府負担750億円+保留地処分金168億円+国費等67億円> 第一区域(PFI区域):752億円<府支出692億円> 第二区域:一 第三区域:88億円<府支出81億円> 位置:箕面市 事業期間:H8~H27 計画面積:約314ha 【府関連事業】 [第三区域]アクセス道路 : 止々呂美吉川線(第三区域~現道国道423号) 64億円<府支出32億円>	〔第一区域〕 437億円 (150億円) - 150億円) - 150億円) - 145億 - 145億 - 16億円 (0.7億円)	[第一区域] 255億円 (255億円) 【内訳】 255億円 +国費 31億円 ・残工事 131億円 ・PFI義務額107億円 ・その他 48億円 [第三区域] 81億円 (81億円) 31億円 (17億円)	事業進捗率 55%(事業費ベース) 「経過〕 ①見直し案による都市計画・事業計画を変更 ①第一区域 PFI 事業の契約締結 ②第一区域主要幹線道路開通、保留地販売、仮換地の使用収益開始 ②の小中一貫校開校	・第一区域は、引き続き事業の完成を目指す。但し、財政状況に鑑み、住民生活に最大限配慮しつつ、工事の実施時期を精査。・第二区域は、民間地権者により開発。・第三区域(施設誘致地区)は、新名神高速道路の残土受入に伴い西日本高速道路㈱が粗造成を実施。府は当該区域の施設立地計画及び保留地等の処分可能性・採算性等を精査の上、粗造成の概成が見込まれる平成24年度末に基盤整備工事の実施について判断。
2	 彩都(国際文化公園都市) 事業主体:独立行政法人都市再生機構(UR) 事業費:約3,650億円<区画整理事業として府の支出はない>位置:箕面市、茨木市事業期間:H6~H24計画面積:約742ha 【府関連事業】 ・モノレール656億円<府支出105億円> ・茨木箕面丘陵線170億円<府支出85億円> 「うち中部地区アクセス道路:岩阪橋梁(暫定2車線)」17億円<府支出8.5億円> 	- 88 億円 (22 億円)	— 102 億円 (27 億円)	[経過] ① 西部地区グランドオープン ② モノレール(阪大病院前〜彩都西)開通	・中部地区は、独立行政法人都市再生機構(UR)が土地区画整理事業を実施。西部地区から中部地区へのアクセス道路である岩阪橋梁の建設については、提案型市場調査の結果を踏まえて行われるURの整備に合わせ、府が実施。 ・東部地区は、土地区画整理事業の施行者であるURをはじめとする関係者による協議を継続。

番号	プロジェクト概要	府支出 執行済額 (一般財源)	府支出 未執行額 (一般材源)	進步狀況(H19末時点)	点検の結果
3	新名神高速道路(府関連道路) 【箕面IC~高槻ICの概要】 事業主体:西日本高速道路㈱ 事業費:約3,900億円 位置:池田市、箕面市、豊能町、茨木市、高槻市 事業期間:H11~H30 延長:約20㎞(暫定4車線) 【府関連事業】 【箕面IC】止々呂美吉川線(現道国道423号~箕面IC) 40億円<府支出20億円> [茨木北IC】大岩線(茨木北IC~茨木亀岡線) 75億円<府支出34億円> [高槻IC】高槻東道路(高槻IC~枚方高槻線) 356億円<府支出 166億円>	4 億円 (2 億円)	— 216 億円 (119 億円)	用地買収着手 「経過〕 ①施行命令(箕面~神戸) ①施行命令(高槻~箕面) ③抜本的見直し区間(当面着エしない区間)に指定(大津~城陽、八幡~高槻) ①全区間で事業許可	の供用開始に合わせ、必要不可欠の事
4	阪神高速大和川線 事業主体:阪神高速道路(株)、大阪府、堺市 事業費:約4,464億円	65 億円 (37 億円) 19 億円 (11 億円)	210 億円 (118 億円) 28 億円 (15 億円)	用地買収率 100% 全線工事発注済 [経過] ①都市計画事業の承認 ⑥都市計画事業認可(事業 区分の見直しにより、一 部区間に府の街路事業 を導入) ①都市計画事業認可(府施 行区間の確定)	・阪神高速道路の供用開始予定(平成26年度)に合わせ、コスト縮減に努めつつ事業を実施。

番号	プロジェクト概要	府支出 執行済額 (一般財源)	府支出 未執行額 (一般財源)	進捗状況(H19末時点)	点検の結果
5	安威川ダム 事業主体: 大阪府 事業費: 約1,370億円 (治水1,137億円<府支出512億円> 利水 233億円<府支出147億円> 位置: 茨木市 事業期間: S51~H20代半ば ダム高: 76.5m	344 億円 (22 億円)	315 億円 (29 億円)	用地買収率 99% 付替道路事業進捗率 70%	・安威川ダムの治水効果、他の治水対 策手法との費用比較、事業の進捗状況 等を改めて確認し、ダムとしての事業 継続は妥当と判断。(財政状況に鑑み、 平成21年度の本体着工を見送り。)
	【府関連事業】 地域整備事業、生活再建対策等 181 億円<府支出 176 億円>	122 億円 (104 億円)	54 億円 (46 億円)		
6	横尾川ダム 事業主体: 大阪府 事業費:約128億円(内府支出64億円) 位置:和泉市 事業期間: H3~H20代半ば ダム高:43m	18 億円 (2 億円)	46 億円 (5 億円)	用地買収率 92% 付替道路事業進捗率 30%	・槇尾川ダムの治水効果、他の治水対 策手法との費用比較、事業の進捗状況 等を改めて確認し、ダムとしての事業 継続は妥当と判断。(財政状況に鑑み、 平成20年度の本体着工を見送り。)
7	阪南港阪南 2 区整備事業 事業主体: 大阪府 事業費:約1,040億(一般会計304億円、特別会計735億円)位置:岸和田市 事業期間:H10~未定 埋立面積:約139ha	378 億円 (2 億円)	128 億円 (1 億円)	事業進捗率 74% 用地竣工進捗率 45% 第一期製造用地 87%受付済 [経過] (1)清掃工場(供給処理施設用地) 稼動開始	・採算性確保のため、優先的整備区域 (77.7ha)を対象に公共事業の建設残 土により埋立てを進め、土地需要動向 等を見極めつつ、基盤整備を実施。

番号	プロジェクト概要	府支出 執行済額 (一般財源)	府支出 未執行額 (一般財源)	進步戊況(H19末時点)	点検の結果
8	大阪モノレール(門真以南) 事業主体: 建設主体:大阪府等(インフラ部)、未定(インフラ外部) 運行主体:未定 事業費:未定 位置:門真市以南 事業期間:未定	1	-		・将来構想として、地元市等とも連携 しながら、需要と採算性を見極めてい く。
9	おおさか東線(大阪外環状線鉄道) 事業主体: 建設・保有主体:大阪外環状鉄道㈱ 運行主体:西日本旅客鉄道㈱ 事業費:約1,197億円<内府支出約321億円> 位置:大阪市、東大阪市、八尾市、吹田市 事業期間:H8~H23 延長:20.3km(新大阪駅~久宝寺駅)	139 億円 (9 億円)	182 億円 (一)	〔経過〕 ① 野江駅〜放出駅の用地 調査着手 ① 放出駅〜久宝寺駅開通	・現施工区間(新大阪〜放出間)については、事業主体である大阪外環状鉄道㈱の採算性確保を前提として、西日本旅客鉄道㈱をはじめとする関係者との適切な責任分担の下、府の財政負担増を招かないよう、事業費の抑制に努める。
	【府関連事業】 〔東大阪市域〕連続立体交差事業 164 億円<府支出 30 億円>	26 億円 (26 億円)	4 億円 (2 億円)		

◆3プロジェクト等の検証 1 りんくうタウン

計画立案段階

- ○関空の機能を支援補完する事業として計画。
- OS62年1月:公有水面埋め立て免許取得 (埋立面積318.4ha 事業費1,709億円)
- ○計画後も周辺地価が高騰し、企業の高い投資 意欲と十分な採算性の見通しを背景に、土地 利用計画委員会報告(H元年3月)などに基 づき、高度なインフラ整備を計画し、事業費 が5,500億円に増大。(共同溝、マーブルビ ーチ、人工地盤、地域冷暖房、廃棄物真空輸 送等の工事費の増)

バブル崩壊後の対応

OH2年 8月:21区画に54 グループ分譲申込(131万円/㎡)

H2年12月:15区画に155 ループの進出企業の決定(残り6区画は選考のみ)

ループ (駅北側7区画) から分譲代金

契約し手付金を徴したアグループ(駅北側7区画)から分譲代金の支払延期、 未契約の8グループ(駅南側8区画)から契約締結の延期願い

〇H6年9月の関空開港に向け、暫定利用や外資系企業誘致などに努力。その後2度の事業見直しも実施したが、H12年の包括外部監査による指摘まで、不採算となることを前提とした対応策を策定せず。

H7年見直し ⇒7,403 億円(開発期間延長に伴う起債利息増等) H11年見直し⇒6,432億円(金利低下に伴う起債利息等の減等) いずれも収支均衡を前提とした事業見直し

- OH13年 事業計画の抜本的見直し。
- ⇒ 分譲価格引き下げ。財源不足額は一般会計、概成事業の利益等により対応。 事業費 H13年見直し6,203億円(財源不足1,941億円) H15年見直し5,900億円(財源不足1,745億円)

【教訓】

- ① 企業の高い投資意欲と地価高騰による採算性の見通しを背景に、収入を前提とした過大な基盤整備を行ってきた。
- ② 空港支援目的と、そのための限られた工期設定のため、工事計画(護岸、埋立、インフラ)は、段階的整備など**リスクを想定** したものとなっておらず、結果的にバブル崩壊時においても大幅な計画見直しや工事費の削減はできなかった。
- ③ <u>バプル崩壊後も関空開港のインパクトへの過度の期待</u>があり、地価の下落が続く中でも<u>抜本的な見直しが遅延</u>した。
- ④ 当初は充分な採算性が見込まれ、有利子により資金調達したことにより、<u>事業の長期化による金利負担が、採算面</u>で大きなマイナス要因となっている。
- ⑤ 法令、規則に基づく会計処理ではあるが、決算書上では毎年度の損益計算を実施しない(事業完了が見込める段階で初めて損益に計上)ため、正確な経営状況の把握が遅延。

【府の負担(ロス)】

- *一般会計による対応
- ・公共用地有償移管
- (公園・道路等) 643 億円
- ・一般会計施工
- (公園整備等) 205 億円
- * 概成事業の利益等 を財源不足に充当。 1,745 億円

2 箕面森町 (水と緑の健康都市)

計画立案段階

〇昭和52年:余野川ダム計画公表。(建設省)

→ 地元の反対と公的主体での周辺宅地開発の条件化

〇H 元年7月: <u>府が住宅供給公社による土地取</u> **得を決定**

⇒首脳部会議において方針決定 基礎的な調査(収支・環境等)が不十分

OH2年5月: 住宅供給公社が 154ha (140

億円)の土地を取得。

OH3年7月:企業局が事業主体に決定 (H3年9月議会承認)

バブル崩壊後の対応

OH8年2月:土地区画整理事業などの都市計画決定。

OH11 年にオオタカの営巣が発見され、H12 年にオオタカ調査委員会を設置。 その報告提言により、オオタカの保全策や収支採算性を見直し、当初計画を縮小。

事業費 H9年2,011 億円 → H13年985 億円

- ・宅地造成区域は現在造成中の工区のみに縮小
- ・都市計画道路網の整備

など



H14年、企業会計から分離し、公共事業として実施。

⇒ オオタカの保全や地価下落等により事業採算は完全にとれなくなり、公共事業 による都市基盤整備となる。

【教訓】

- ① 余野川ダム計画を進めるため、国・箕面市から開発者の早期決定を迫られたこと、まとまった用地が合理的な価格で取得できる見通しがあったことから、性急に住宅公社による用地先行取得に踏み切っており、当初の調査が不十分であった。(企業局が事業主体になった後、改めて調査を実施)
- ② 区画整理計画時、地価下落傾向を想定しない等、採算面の検討が不十分であった。
- ③ 当初、住宅需要を調査せず計画されていた集合住宅(約2,000戸)は、需要動向に基づく見直しにより、戸建て住宅に変更された。この結果、土地の高度利用が困難となり、採算性を悪くする要因となった。

【府の負担(ロス)】

* 府費 750 億円 投入

3 泉佐野コスモポリス

計画立案段階

〇関空開港のインパクトを活用し、新産業施設等の誘致・集積を図るため、第三セクター方式により進められた計画。

·S60年:推進機構設立

・S62 年:㈱泉佐野コスモポリス設立

(H3 年に用地集約の目途が立ったとして事業実施会社に移行)

- ○<u>計画予定区域の大半が「近郊緑地保全区域」</u> に指定。
 - ⇒ 整備可能施設の制限や60%以上の緑地の確保義務が課せられるなど、<u>当初から採</u> **算性を脅かしかねない厳しい条件が存在**。

バブル崩壊後の対応

OH3年12月から用地買収を開始し、H6年11月に終結。

用地取得費は、H3 年の銀行団からの 500 億円の融資に加え、H4 年に府が 70 億円融資。銀行団に対して、H3 年は知事名・H5 年は商工部長名の<u>命書を提出し、府主導の</u>意識を強くしている。

㈱泉佐野コスモには用地買収責任者不在で面積相違が生じるなど、執行体制に疑問。

OH5 年 12 月: 府の大規模開発意見情報交換会において開発事業に消極的な意見が大勢

〇H7年7月: 府と銀行団で清算に向げて関係者協議を進めることで合意

〇H9 年 2 月議会に、会社所有地を公共(府・泉佐野市)が購入するなどの事業処理案と 関連予算案を提案。(否決・予算案修正)

〇H9年9月:民事調停を申し立て。H10年4月臨時議会に民事調停案及び関連予算案を提出(可決)。民事調停の成立を踏まえ、H10年9月に会社を解散し、同年10月に特別清算手続きを終結。

【教訓】

- ① 府としては民間のノウハウを活用するため、コーディネート役となっており、第三セクターへの職員派遣も行なっていないことなどから、体制の曖昧さや実務執行上の責任者不在などの状況を的確に是正できなかった。(調停においても、出資者間で意識が食い違うなど、当初からリスク負担が明確になっていない。)
- ② <u>事業ありきで計画</u>され、近郊緑地の指定に関する認識など事業計画に甘さがあった。 ⇒誘致の見通しは、調査報告書(関西情報 C)等においても極めて不明確。
- ③ H3 年 12 月事業化にあたり採算性を再検討すべきであったが、土地集約も進んでおり、見直しや中止などの判断に至らなかった。

【府の負担(ロス)】

- ・用地取得
- 130.5 億円
- ・貸付金債権の放棄 70 億円
- ·出資毀損 1.6 億円

など

